

ビルシステムにおける  
サイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン  
第1版

令和元年6月17日

産業サイバーセキュリティ研究会

ワーキンググループ1(制度・技術・標準化)

ビルサブワーキンググループ

## 変更履歴

発行日	版	概要
2018年9月3日	$\beta$ 版	$\beta$ 版初版発行
2018年10月31日	$\beta$ 版（差し替え版）	細部修正の上、差し替え版発行
2019年3月11日	第1版案（パブコメ版）	全体を通じた再確認、修正の上、パブコメ版発行
2019年6月17日	第1版	第1版発行

# 目次

1. はじめに.....	1
1.1. ガイドラインを策定する目的.....	1
1.1.1. ガイドラインの目的.....	1
1.1.2. サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークとの関係.....	1
1.2. ガイドラインの適用範囲と位置づけ.....	2
1.2.1. ガイドラインの対象者.....	2
1.2.2. 対象とするビル.....	2
1.2.3. 対象とするビルシステム（ビルシステムの定義）.....	3
1.2.4. ガイドラインの位置づけ.....	3
1.3. 本ガイドラインの構成.....	6
2. ビルシステムを巡る状況の変化.....	8
2.1. ビルシステムを含む制御システム全般の特徴と脅威の増大.....	8
2.2. ビルシステムにおける攻撃事例.....	11
2.2.1. MIT（Massachusetts Institute of Technology、マサチューセッツ工科大学） の学内ビルの照明ハッキング.....	11
2.2.2. ターナー・ギルフォード・ナイト収容所の警備システムハッキング.....	12
2.2.3. ラPPERンランタでの DDoS 攻撃による暖房停止.....	13
2.2.4. ホテルでの宿泊客の閉じ込め・閉め出し.....	14
2.2.5. インターネットカメラへの大量ハッキング.....	15
2.2.6. その他テストによるハッキング事例.....	16
2.3. ビルシステムにおけるサイバー攻撃の影響.....	16
3. ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策の考え方.....	18
3.1. 一般的なサイバーセキュリティ対策のスキーム.....	18
3.2. ビルシステムの構成の整理.....	19
3.3. ビルシステムの特徴.....	24
3.3.1. 超長期の運用.....	24
3.3.2. 複数のフェーズに分かれた長いライフサイクルを持つこと.....	24
3.3.3. マルチステークホルダであること.....	25
3.3.4. 多種多様なビルの存在.....	25
3.4. ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策の整理方針.....	26
3.4.1. 場所から紐解くリスクの整理とライフサイクルを考慮した対策.....	27
3.5. ガイドラインの想定する使い方.....	28
3.5.1. 例1：新築の大規模オーナービルにおける使い方.....	28

3.5.2.	例2：既存の中規模テナントビルをクラウド移行する際の使い方.....	29
3.5.3.	例3：既存ビルへのリスクアセスメントと対策立案での使い方.....	29
4.	ビルシステムにおけるリスクと対応ポリシー.....	31
4.1.	全体管理.....	31
4.2.	機器ごとの管理策.....	32
5.	ライフサイクルを考慮したセキュリティ対応策.....	40
付録A	用語集.....	41
付録B	JDCCの建物設備システムリファレンスガイドとの関係.....	45
付録C	サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークの考え方と、サイバー・ フィジカル・セキュリティ対策フレームワークの考え方を踏まえたビルシステムにおける ユースケース.....	46
付録D	参考文献.....	49

## ビルシステムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策 ガイドライン第1版の策定にあたって

- ビルのサイバーセキュリティについては、これまではビルシステムを構成する制御系がインターネットと切り離されていることや、ビルシステム特有のプロトコル（通信手順、通信内容を解釈するための決まり事）を使っているために攻撃の対象となりづらい、ビルシステムがマルチステークホルダ（多種多様な関係者が関与する構造であること）であり、ビルシステムのサイバーセキュリティ全体を統合管理する体制を組織しづらい等を理由にして対策が遅れている傾向があった。
- しかしながら、サイバー攻撃のレベルの向上により、特有のプロトコルであることをもって攻撃の対象から外れることはなくなってきている。また、利便性の向上の観点からインターネットに繋がるケースが増えてきており、外部からの接続を前提にした設計も増加している。
- 世界的に見てもビルシステムを対象としたサイバー攻撃が実際に発生している。
- 一方で、ビルシステムの特徴としてステークホルダ（何らかの利害関係を持つ関係者）が多数存在しており、これらのステークホルダが共通に参照できるサイバーセキュリティ対策のガイドラインが存在していないため、サイバーセキュリティ対策を進める方向性が示されていない。
- こうした問題意識から、2018年2月、産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 の下に、ビルシステムに関わる多数のステークホルダが一堂に会し、それぞれの視点も考慮して、ビルシステム向けのサイバーセキュリティ対策について議論を行うビルサブワーキンググループを設置し、検討を行ってきた。
- 本ガイドライン第1版は、2018年9月に公開したβ版及び2019年3月から4月に掛けて実施したパブリックコメントに対して寄せられた多数の意見等を踏まえ、また産業サイバーセキュリティ研究会 WG1 におけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークの検討も参考にしながら、ビルサブワーキンググループで検討を進めてきたビルシステムのサイバー・フィジカル・セキュリティ対策の内容を整理したものである。
- 今後、本ガイドラインが、ビルシステムに関わる多数のステークホルダに広く活用され、ビルシステムのサイバーセキュリティ対策が少しでも進むことを期待するものである。



## 1. はじめに

### 1.1. ガイドラインを策定する目的

#### 1.1.1. ガイドラインの目的

近年のサイバー攻撃技術の高度化や様々なシステムが益々ネットワークに繋がっていく状況の中で、制御システムへのサイバー攻撃リスクも高まってきている。重要インフラ分野においては、国の政策としてサイバーセキュリティ対策を進めるとともに、各業界や個別の事業者においても取組が進んできているが、ビルシステムに関するサイバーセキュリティ対策はほとんど手付かずの状態と言ってよい。

本ガイドラインの目的は、これまで取組が遅れていたビルシステムのサイバーセキュリティに関して、その確保のためのガイダンスを示すことである。ここでいうビルシステムには、ビルを運営するためのシステムを構成する全てのサブシステムが含まれており、このようなビルシステムの概念について概要を整理し、それに対する脅威を示すとともに、これらの脅威に対する対策について、設計、建設、竣工検査、運用、改修／廃棄のビルシステムのライフサイクルに係わる各段階において整理して示すものである。

#### 1.1.2. サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークとの関係

ガイドラインを検討してきたビルサブワーキンググループは、産業サイバーセキュリティ研究会 WG1(制度・技術・標準化)の下で分野別検討組織に位置づけられている。

この産業サイバーセキュリティ研究会 WG1(制度・技術・標準化)では、Society5.0(仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより実現を目指す新たな人間中心の社会の姿)における新たなサプライチェーン(バリュークリエイションプロセス)の信頼性の確保に向けた『サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク(以下、「フレームワーク」という)』の策定を進めている。

フレームワークでは、Society5.0 へ向けた産業・社会の変化に伴うサイバー攻撃の脅威の増大に対し、リスク源(サイバーリスクを生じさせる原因となりうる要素)を適切に捉え、検討すべきセキュリティ対策を漏れなく提示するために、3層構造アプローチと6つの構成要素を用いた新たなモデルを提示している。この新たなモデルを使って、3層ごとに守るべきもの、セキュリティインシデント、リスク源、対策要件を整理するとともに、セキュリティ対策要件ごとに対策例を提示している。

フレームワークは産業界全体を対象にサイバーセキュリティ対策を考えるためのモデル的枠組みを示すものであり、一方、ガイドラインは特定の産業分野を対象にその分野特有の事情を考慮したサイバーセキュリティ対策を検討する上での指針を示すものという関係にある。すなわち本ガイドラインは、フレームワークに対してビル分野に特化した具体的な対応策の検討指針と位置付けられるものである。

このため、ガイドラインの検討にあたっては、フレームワークが示すセキュリティインシデントやリスク源、対策要件についての体系構造との関係整理を実施している。

なお、フレームワークの詳細については、付録 C を参照のこと。

## 1.2. ガイドラインの適用範囲と位置づけ

### 1.2.1. ガイドラインの対象者

本ガイドラインには、ビルシステムを構成する全てのサブシステムにおける共通的なセキュリティ対策が含まれており、ビルシステムに関わるステークホルダはもちろんのこと、ビルの利用者やビルにサービスを提供するサービスプロバイダなども対象としている。

具体的な対象者としては以下を想定している。

- ビルオーナー
- ゼネコン、サブコン
- 設計事務所
- 個別システム事業者(ビル管理システム、空調、エレベーター、ビデオ監視、電力・熱供給 等)
- ビル管理会社
- テナント
- サービスプロバイダ
- 自治体、関係省庁 等

### 1.2.2. 対象とするビル

ビルにはその規模に応じて大規模ビル、中小規模ビル、利用形態に応じてオーナービル、テナントビル、建設・利用の段階に応じて新築ビル、既存ビル、用途に応じてオフィスビル、施設等、様々な視点からの区分を行うことが可能である。これらそれぞれの状況やその組み合わせに応じて、ビルシステムの構成、管理体制、運用規模等の条件が異なっているため、適用できるサイバーセキュリティ対策も異なっており、どのレベルのセキュリティを確保すべきか等の判断も異なってくる。

このように区分の仕方によって様々な条件の異なるビルであるが、本ガイドラインは、基本的に全てのビルを対象としており、条件の違いも踏まえながら適切に活用いただくことを想定している。

なお、対象とするビルの詳細については、3.3 も併せて参照のこと。

また、本ガイドラインの構成要素、各要件は、ビルに限らず同じような制御システムを用いる施設等でも参考になるものと考えられる。例えばビルではなく、一般住宅を対象とするスマートホームに関するガイドラインの検討などが産業サイバーセキュリティ研究

会 WG1(制度・技術・標準化)傘下のスマートホームサブワーキンググループで進んでいる。

### 1.2.3. 対象とするビルシステム(ビルシステムの定義)

ビルシステムはビルの管理・運用を行うための制御システムであり、受変電制御システム、熱供給制御システム、空調制御システム、給排水制御システム、照明制御システム、昇降機制御システム、防犯・入館管理システム、防災監視システム、監視カメラシステム、またこれらを統合的に監視・管理するためのビル管理システム等の個別の設備・システムが存在する。通常はそれぞれ独立したサブシステムとなっており、全体としてビルを管理・運用するビルシステムを構成する。

このため、本ガイドラインでは、ビルシステムとしては、各サブシステム及び全体としてのビルシステムを指すこととする。なお、本ガイドラインでは、個別のサブシステムの違いではなく、共通的な要素に絞って脆弱性やリスク、セキュリティ対策等をまとめているもので、各サブシステムに何らかの関わりを持つステークホルダが、共通に検討すべきサイバーセキュリティ対策の指針を示すものである。

なおビルの管理・運用にあたっては、リソースの管理や課金管理、テナント等の顧客管理や営業管理のために IT システムも利用されていたり、制御システムと接続されているケースもあるが、IT システムのサイバーセキュリティに関しては一般的に取り組みの進んだ世界となっており、ここでは対象とはしない。但し、IT システムと接続するためのビルシステム側のインターフェースまでは対象として検討を行っている。

またビルに関連するシステムとして、最近では IoT の活用等も進みつつあり、テナントやビルの利用者向けに各種の新たなサービスを展開するシステムが、ビル内に存在するケースも増えている。ビルそのものの運用からは外れるため、ガイドラインの対象外ではあるが、将来的にはこれらのシステムについてもサイバーセキュリティの議論が必要になると思われる。

### 1.2.4. ガイドラインの位置づけ

ガイドラインを作成するにあたって、ビルサブワーキンググループでは、いくつかの方針を定めて検討を行ってきた。

- ガイドラインはマスト(レギュレーション)ではないものにする。ビルシステム関係者が何を優先して対策していくか決めるための情報を提供する。
- 対象者は、ビルオーナー、ゼネコン/サブコン、設計者、設備ベンダ、管理者等、ビルの企画・建設から運営管理に関わるステークホルダ全般とする。
- ガイドラインは共通編と個別編(詳細編)の2階建てにする。

- 共通編は初歩的な対策をまとめたものであり、厳し過ぎず、ポイントを押さえたものにする。
- 設計やテスト等の各段階のチェックプロセスについて、関係者間の共通リファレンスを作る。
- 個別編では、共通編を超える部分についての詳細な方策や、更なるセキュリティ投資に関する経営判断の材料を提供する。

本ガイドラインは上記方針の共通編にあたるものである。ビルの関係者が共通に参照し、ビルシステムについての初歩的なサイバーセキュリティ対策を考えていく上での入り口となる情報を提供することを目指している。

以下では、このガイドラインの位置づけとして、誰を対象とし、ビルシステムのサイバーセキュリティ対策について考えたり取り組んでいくにあたってどのように取り扱われることを想定しているのかを記す。

#### (1) **ガイドラインはビルの全てのステークホルダを対象とする**

制御システムのサイバーセキュリティに関しては、ビルシステムに限らず様々な分野で「インターネットとは接続していないからサイバー攻撃を受けることはないのでシステムは安全であり、対策も必要ない。」という声をよく聞く。しかし実際には次のような状況もみられ、必ずしも安全とは言えないのが現実である。

内部からの攻撃を受けるケース：

- 保守作業のために持ち込まれる外部端末や保守情等を入れた USB メモリ等が、作業員の知らないうちに別の場所で感染しており、それがビルシステムに接続されることでマルウェア等の感染がおこる場合がある。
- 悪意を持った攻撃者の場合には、金銭で作業員を買収し、内部からマルウェア等を送り込む場合もある。

繋がっていないはずの外部ネットワークから攻撃を受けるケース：

- 現場の担当者／担当部署や保守ベンダが管理等の利便性向上のために勝手に外部回線を引き込むケースがあり、十分なセキュリティ措置が施されていないと、外部ネットワークからの侵入を受ける場合がある。
- 管理上の目的のために情報系ネットワークに接続しているが、インターネットには直接接続していないようなケースでも、情報系ネットワークを経由して、インターネットからの外部侵入を受ける場合がある。

直接狙われたわけではなくても、インターネットに広く蔓延しているマルウェア等の予期せぬ侵入を受けてしまう「もらい事故」のようなケースも考えられ、また、ありふれたビルであっても入居者が攻撃者のターゲットになり得る何か条件を持っていれば狙われて攻撃をされるケースも考えられる。「外部とは繋がっていないから」とか、「目立つビルではないから」というのは、サイバーセキュリティについて検討しなくてもよいという理由にはならない。このため、**本ガイドラインでは、全ての種類のビル、ビルシステムに何等か関わりをもつ全てのステークホルダを対象としている。**

一方でこのガイドラインは、共通編としてなるべく幅広い状況に対応できるよう、代表的な構成を一般化したユニバーサルなものとして作られている。そのため、個別のビルに当てはめた際には、冗長な部分や異なる部分も含まれると考えられ、ガイドラインの記載された全ての項目への対策が必ず必要になるというものではない。ガイドラインの利用にあたっては、実際のビルのアセスメントに使用してみたうえで、必要な部分をピックアップして取り入れることが大事となる。

## **(2) ガイドラインは共通編と個別編の2階建て構成とする**

3章において、対象とするビルシステムやそのリスク、セキュリティ対策の考え方について具体的に説明をするが、本ガイドラインでは、上述したように個別のビルシステムに特化せず、共通的な要素について整理を実施し、共通編としてまとめている。個別のサブシステムに特化した内容については、各サブシステムごとの個別編を今後検討していく予定である。

## **(3) ガイドラインは初歩的な対策をまとめたものである**

本ガイドラインはこれまでサイバーセキュリティ対策への取組が遅れていたビルシステムの世界に対して、サイバーセキュリティ対策の初歩的な情報を与えるものであり、実際の対策を考えるための、細かい情報までは提供していない。ビル業界としてサイバーセキュリティへの取組はこれからという段階であり、初歩的なものの中でも、更に可能なものから取り組むことが大事である。ガイドラインは各ステークホルダの共通の知的拠り所となるものに過ぎず、それぞれの立場に応じて、必要な内容をピックアップし、それぞれの要求内容や要求レベルに合わせてアレンジして利用することを期待している。但し、記述が概略的過ぎて判断に迷う点も多いと考えられるので、具体的な対策の検討にあたっては、必要な知識を備えたコンサルティングやシステムインテグレータ、ベンダ等と相談することを勧める。サイバー攻撃は常に進歩しており、また対策についても、新しい製品が提供されることで、新しい対策が実施可能になるなどがあり、常にサイバーセキュリティの最前線の情報を備えた組織に相談することが大事である。

初歩的な対策という意味では、仮に記述内容を全て実施しても用意周到に準備された攻撃には対応できないが、最低限実施して欲しいレベルは満たしており、もらい事故やちょっとしたいたずら、ビル内部からの物理的攻撃にはある程度対応出来ると考えられる。

但し、重要度の高いビルをより強固に守りたい場合や、守る必要がある場合には、ガイドライン入り口としつつ、それ以上の対策を実施することが望まれる。

#### **(4) ガイドラインは検討の糸口でありマストではない**

ビル及びビルシステムは様々であり、ビル1棟1棟ごとに、置かれた状況も条件も異なっている。サイバーセキュリティ対策の実施には、今まではなかった新たなコスト負担も必要となる。このコスト負担がステークホルダの間で必要経費として認識されるまでの間は、投資効果や優先順位なども考慮して対策を行うことになると思われる。そのため、画一的な対策の適用は困難であるとともに、必ずしも適切ではないと考えられ、本ガイドラインに記載する各セキュリティ対策もマストのものであるとは考えていない。それぞれの状況に応じて、出来るところから始めることが大事であり、まずはじめに本ガイドラインをベースとしたリスクアセスメントを実施して、ビルシステムにどのようなサイバーセキュリティリスクがあるか知ることから始めるのが重要である。

#### **(5) 本ガイドラインは第一歩であり、状況や立場に応じて工夫・改善をして欲しい**

本ガイドラインは、これまでほとんどサイバーセキュリティ対策が行われてこなかったビル業界向けに初めてまとめられたものである。あらゆるビルにあまねく対応できるものではなく、各設備システムが個別に管理されるとともに、統合ネットワークで連携し、一部はクラウド等外部サービスを利用するようなシステム構成を想定し、そのモデルの範囲で整理している。このモデルと大幅に違う場合には、対策要件の読み替えや、絞り込み、対策内容の更なる充実化なども必要になる。それぞれの利用者の立場において必要となる情報は、利用者自身がより深く知っているものであり、是非とも本ガイドラインを唯一のものとしせず、自社向け、業界向けにアレンジしたり、手引き等の副読本を作成し、利用者それぞれにとってサイバーセキュリティ対策をより進めやすくして欲しい。

### **1.3. 本ガイドラインの構成**

ガイドラインの本節以降の部分は、以下の項目に大別される。

- 第2章：ビルシステムの特徴とビルシステムに対するサイバーセキュリティの脅威の現状を示す。

- 第3章：ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策の基本的考え方やビルの条件に合わせたガイドラインの活用の仕方を示す。
- 第4章：ビルシステムにおけるサイバーセキュリティリスクと対策ポリシーを示す。
- 第5章：ライフサイクルの各フェーズごとに実施すべきセキュリティ対策について示す。

また、本ガイドラインには、補足資料を提供する以下の付録も含まれる

- 付録 A：本書で使用する用語集
- 付録 B：JDCC の建物設備システムリファレンスガイドとの関係
- 付録 C：サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークとの関係
- 付録 D：参考文献

## 2. ビルシステムを巡る状況の変化

### 2.1. ビルシステムを含む制御システム全般の特徴と脅威の増大

従来のビルシステムは、電力(受変電)、熱源、空調、照明、エレベーター、防災等の個別の設備ごとにシステムが一塊のシステムとして独立しており、しかもその制御ネットワークはIP(Internet Protocol)に対応していないフィールドネットワークであることが多かった。このため、サイバーセキュリティについては、ほとんど気に掛けられないことのない状態が続いていた。

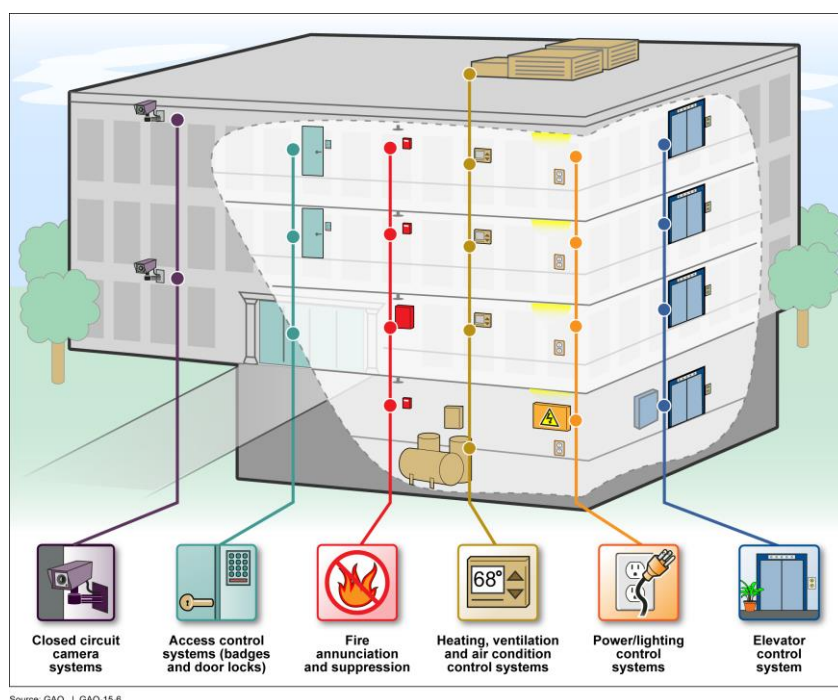


図 2-1 ビルの設備制御システムの概略例 (各システムが独立専用システム)

(出典:FEDERAL FACILITY CYBERSECURITY, DHS and GSA Should Address  
Cyber Risk to Building and Access Control Systems (2014/12, 米国 GAO))

これに対して、最近の社会のIT化、ネットワーク化の流れの中にあつて、ビルシステムを含む制御システム全般について、徐々に情報ネットワークとの接続がなされ、IP化が進んできている。フィールドネットワークの物理媒体としてEthernetを採用するものも増加しており、末端のセンサや装置に対しては従来どおりの接点接続やバス接続を用いるものであつても、コントローラやゲートウェイ装置より上位の制御・監視端末側では、IPに対応したBACnet/IP等のプロトコルを用いる物も増えている。

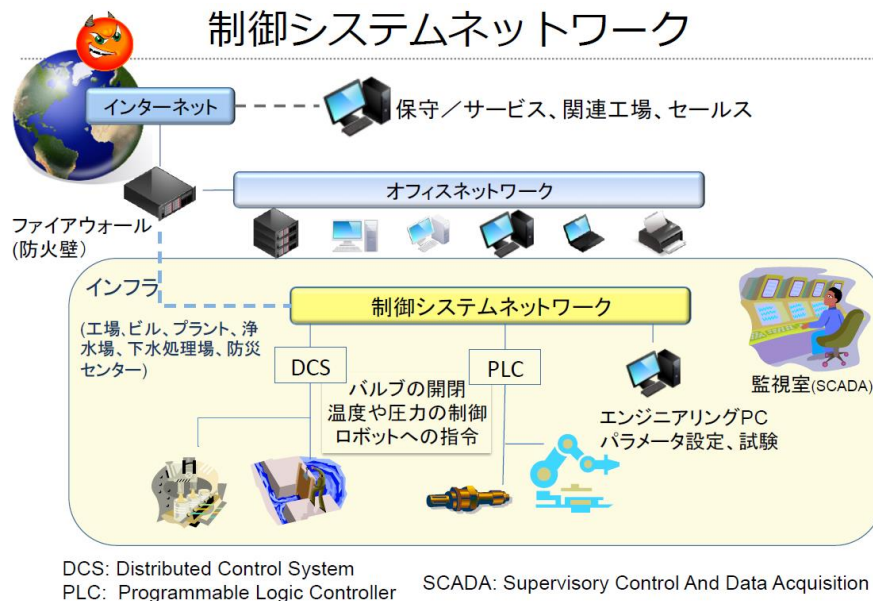


図 2-2 つながる制御システムネットワーク

(出典:制御システムセキュリティの脅威と対策の動向及び CSSC の研究概要について (2018/5/11, 技術研究組合制御システムセキュリティセンター)を元に加筆)

制御システムネットワークの IP 化に伴い、従来は個別に構築していた設備ごとのシステムを相互に接続し、連携させたり、外部のインターネットを経由したリモート監視やリモートメンテナンスを実施する例も増えてきている。

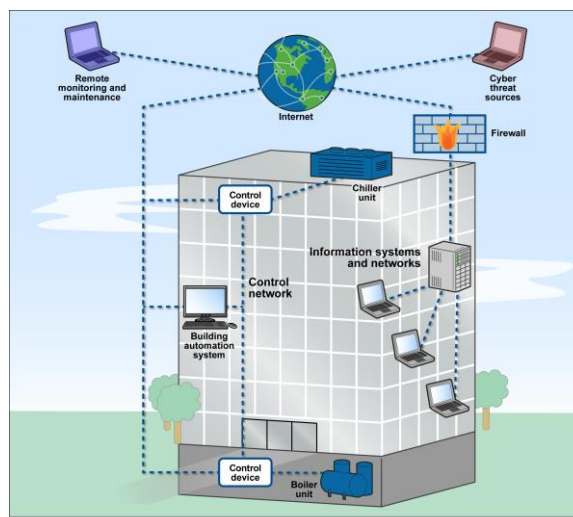


図 2-3 空調等をインターネット経由で遠隔から管理する例

(出典:FEDERAL FACILITY CYBERSECURITY, DHS and GSA Should Address Cyber Risk to Building and Access Control Systems (2014/12, 米国 GAO))

このように制御システムのネットワーク化、相互接続化、インターネット対応が進むことによって、従来は想定していなかったような外部からのサイバー攻撃を受ける機会も増えてきている。例えば、監視端末(HMI/HIM)がWindowsOSを採用しているようなケースでは、オフィス等におけるITシステムと同様にウイルスやマルウェアによる被害を受ける可能性がある。

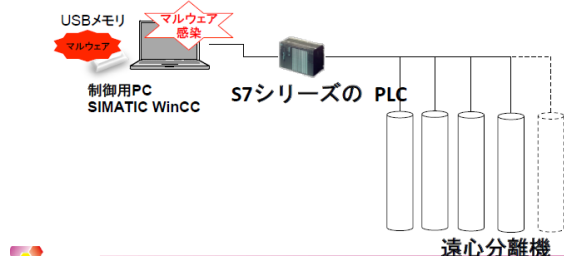
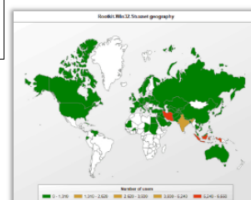
また、特に制御システムを狙った攻撃も発生している。2010年にイランの核燃料施設で発生したサイバー攻撃では、制御用PCに入り込んだマルウェア Stuxnet が PLC 経由でウラン濃縮のための遠心分離機を不正に制御し、機器の破壊にまで至っている。

制御システムにおいては、システムの保護制御で想定している範囲を超えた攻撃を受けると、システムの物理的な破壊に至る可能性もあることから、システムの設計段階でサイバー攻撃を受けた場合を想定した安全設計を行うことが重要である。

#### 付録： Stuxnetの概要

- ・ 2010年9月に、イランにある核燃料施設のウラン濃縮用遠心分離機を標的として、サイバー攻撃がなされた
- ・ 4つの未知のWindowsの脆弱性を利用しており、PCの利用者がUSBメモリの内容をWindows Explorerで表示することにより感染する
- ・ 遠心分離機には過剰な負荷がかかり、20%が破壊されたと言われている
- ・ イランの核開発計画は、Stuxnetにより大幅に遅れた(3年程度)との噂もある

シマンテック社が確認した感染数を各国別に示したもの



Source: <http://abouty.umkc.edu/blogger/2010/09/23/stuxnet-cyber-weapon-aimed-at-iranian-nuclear-site/>

図 2-4 制御システムへの世界初の攻撃といわれる Stuxnet による攻撃

(出典:制御システムセキュリティの脅威と対策の動向及び CSSC の研究概要について (2018/5/11, 技術研究組合制御システムセキュリティセンター))

この Stuxnet 以降、制御システムへの攻撃が顕在化しており、2015年12月、2016年12月には、ウクライナで電力会社への攻撃が発生し、制御システムが不正操作されることによって大規模な停電も発生するなど、社会的影響も生じる事態となってきた。

## ICS-CERTで受理された制御システム セキュリティインシデントの推移

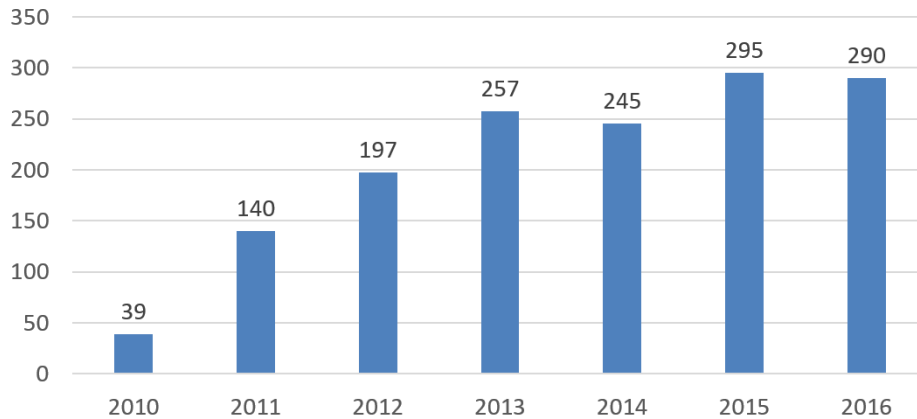


図 2-5 制御システムを狙った攻撃の増加

(出典:ICS-CERT Year in Review (米国 NCCIC) 2016 年版までの複数年のレポートより作成)

このように社会の重要インフラを担う制御システムは、IT システムと同様に日常的にサイバー攻撃を受ける状況となっており、同じような制御システムを用いているビルシステムに関しても、既にサイバーセキュリティ問題と無関係ではいられない状況になっている。

実際、ビルを狙ったサイバー攻撃も海外では既に発生しており、次節ではその事例について紹介する。

## 2.2. ビルシステムにおける攻撃事例

実際にビルや建物、施設等の設備システムに対して行われた攻撃の例を紹介する。

### 2.2.1. MIT (Massachusetts Institute of Technology、マサチューセッツ工科大学)の 学内ビルの照明ハッキング

2012 年 4 月、MIT の学生が学内ビルの照明をハッキングし、屋外から見える窓の照明を使って巨大なテトリスゲームにした。ハッキングは公開のもと、デモンストレーションとして行われ、実際に窓照明によって作られた巨大な画面の上から下へと、照明によって色付けされたテトリスのマスが流れ落ちる様子が、動画としても残されている。

攻撃として行われた内容自体は、いたずらのデモンストレーションであり、実害の無いものだが、実在のビルの照明のシステムを実際に乗っ取り、自由に制御できることを

示したものであり、実行する内容次第では、例えば照明を落としてその間に何らかの犯罪を行うなど、実害をもたらすような攻撃も可能であることを示している。

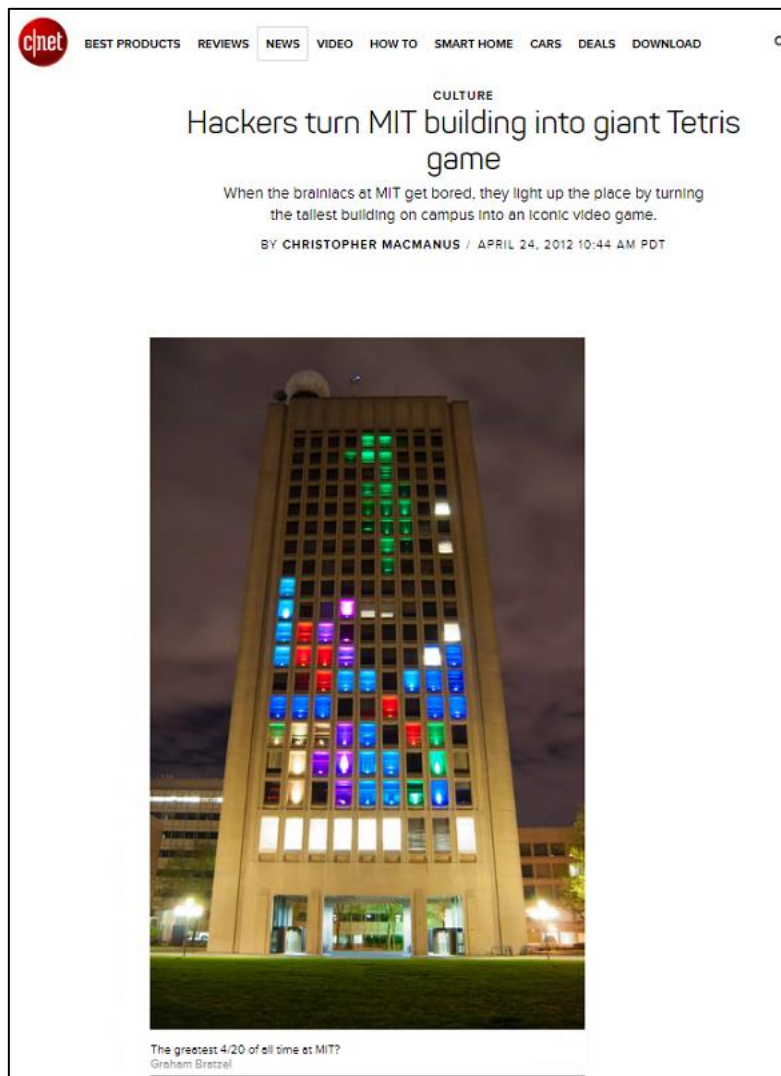


図 2-6 事件を報道する記事

(出典: <https://www.cnet.com/news/hackers-turn-mit-building-into-giant-tetris-game/>)

### 2.2.2. ターナー・ギルフォード・ナイト収容所の警備システムハッキング

2013年6月、マイアミのターナー・ギルフォード・ナイト収容所の警備システムがハッキングされ、収容部屋の扉がリモート解除されて、収容されていた対立ギャング同士の抗争事件に発展した。実際に開放されたのは、刑務所内の収容部屋に限られたため、外部への影響はなかったが、収容所全体の扉が開錠されていれば、受刑者が外部へ逃走するなど、近隣社会への影響も起こり得る状況であった。

ビルにおいても多くの警備システムが稼働しており、入場者の制限や館内滞在者の安全管理等を実施している。警備システムがハッキングされることは、ビルの安全の基本を脅かすこととして、大変に大きな問題だと言える。



図 2-7 事件の関連情報について報道する記事

(出典: <https://www.digitaltrends.com/computing/suspicious-prison-glitch-blamed-for-opening-all-cell-doors-in-max-security-wing/>)

### 2.2.3. ラッペーンランタでの DDoS 攻撃による暖房停止

2016 年 11 月、フィンランド、ラッペーンランタのビルが DDoS 攻撃を受け、暖房が停止した。11 月のフィンランドは既に外気温マイナス 2 度の環境であり、このような中で、数時間にわたって暖房が利用できない状況が継続した。

近年、日本の夏は気温が高まる傾向にあり、2018 年の夏には全国の最高気温を更新するなど、空調が健康の維持や時には生命の維持にも欠かせないものとなってきている。例えば夏の非常に暑い気温状況の中、空調がサイバー攻撃によって停止するようなことがあれば、ビル内で働く人達の業務効率が下がるだけでなく、体調不良者を出す可能性も考えられ、またビル内に設置されたサーバ類が誤動作を起こすようなこ

とがあれば、ビジネス的損失にもつながる可能性がある。ビルのオーナーにとっても、ビルに入居するテナントやビル内で働く労働者にとっても、非常に大きな問題となる可能性がある。

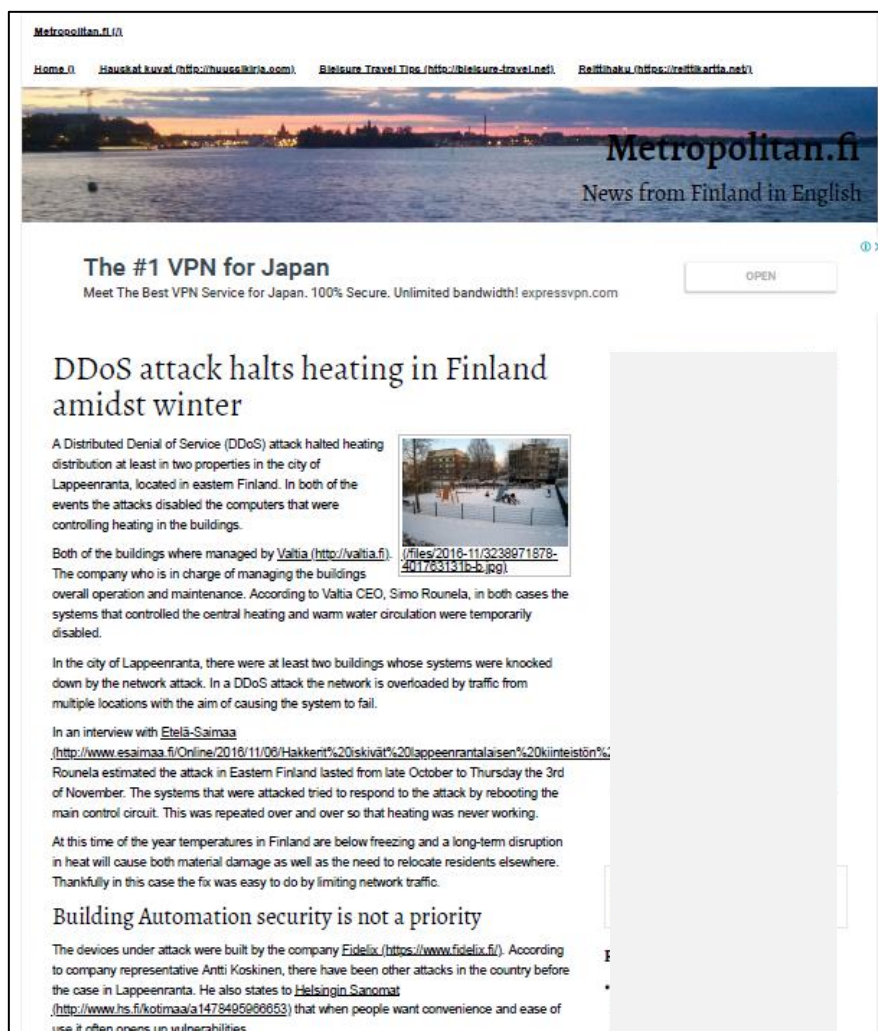


図 2-8 事件を知らせる現地報道記事

(出典: <http://metropolitan.fi/entry/ddos-attack-halts-heating-in-finland-amidst-winter>)

#### 2.2.4. ホテルでの宿泊客の閉じ込め・閉め出し

2017年1月、オーストリアの4つ星ホテルで、客室のカードキー発行システムがランサムウェアに感染し、一切のシステム操作が不可能となったため、客室扉の施錠、開錠が不可能となり、宿泊客が閉め出される事態が発生した。制御システムの場合、狙われて攻撃される事例も多いが、ランサムウェアのように不特定多数を狙った攻撃において、もらい事故のように攻撃を受けてしまうことを示す例である。

ビルの場合でも、監視端末やコントローラに WindowsOS のような汎用の OS を使用していれば、十分に起こり得る状況であり、これは何も部屋のオートロック、セキュリティシステムに限る話ではない。一方でビルシステムの場合には、一般にパッチ当てが困難であると言われており、システムが脆弱性を抱えたまま運用することを余儀なくされることが多く、マルウェアやランサムウェアのようなシステムの脆弱性を突いた攻撃への対応が十分に取れない可能性もある。そのため、今後はこのようなもらい事故への対策も大きな課題となっていくと思われる。

なお、被害を受けたホテルでは、顧客への補償の他、しばらくの間閉館して鍵システムの刷新を余儀なくされ、結果として多額の被害を受けており、予防対策への投資の重要性を示す事例でもある。



図 2-9 事件を報道する記事

(出典: <https://edition.cnn.com/2017/01/30/europe/hackers-lock-out-hotel-guests-trnd/index.html>)

### 2.2.5. インターネットカメラへの大量ハッキング

日本においてつい最近発生した事例であり、報道で見聞きしている人も多いと思われる。2018年4月、日本国内各地で、インターネットカメラがハッキングされ、画面が書き換えられる被害が多数発生した。典型的ないたずら事例ではあるが、監視カメラが容易にハッキングされ、情報を書き換えられてしまうことを示す事例である。ビルの

監視カメラであっても、外部ネットワークから利用できる形態の監視カメラが存在する場合がある。もしこれが重要性の高いビルや施設の監視カメラで行われ、カメラ監視が行き届かない状態で犯罪行為が行われれば、犯罪に気がつかない、あるいは犯罪の証拠を検証できないというような事態にもなる。攻撃や障害の内容次第では、ビルとしても責任を問われるような可能性もあり、身近な問題として捕らえる必要がある。

### 2.2.6. その他テストによるハッキング事例

海外ではビルシステムのセキュリティテスト(ペネトレーションテスト)として、攻撃を実施し、実際に乗っ取りに成功してしまった事例も複数報告されている。

2013年8月には、オーストラリア・シドニーのオフィスビルを対象にテスト攻撃が実施され、フロア空調やエネルギーメーター、アラームといったビル管理機能への侵入が実現してしまったという報告がある。このビルの設備管理に使われているデバイスは、世界中で数十万個が利用されているありふれたものであり、このことから世界中のビルが危険な状態にあることが分かるものである。

また、2016年1月にも別のチームによって米国内の商業オフィスのビルオートメーションシステム(BAS)に対するハッキングテストが実施され、侵入を実現している。このBASは複数のビルを遠隔で管理するものであり、全米の複数のビルにおいて自動コントローラに対する完全な指揮権を入手できることを明らかにしたものとなった。

日本においてもビルシステムを対象としたハッキングテストは行われており、やはり課題のある結果となったと報道されている。

このような事例を見る限り、今やビルシステムは普通にサイバー攻撃され得る対象であり、その影響を考慮しながら、個々に必要な対策を実施することが求められている状況にある。

ここで紹介した事例はいずれも報道等でその事実が明らかとなっているものばかりである。海外の事例が多く、日本のビルが攻撃を受けたという記事はほとんどないが、一般に明らかになっていなくても、小さな事故は多数あるという話しも聞く。これらがいつか大きな事故に発展する可能性を否定することは難しいので、リスクの程度を考えつつ、必要な対策について検討していくことは重要である。

## 2.3. ビルシステムにおけるサイバー攻撃の影響

ビルシステムがサイバー攻撃を受けるとどのような影響が考えられるのか。米国においてサイバーセキュリティ対策の各種基準を策定しているNIST(National Institute of Standards and Technology)がSP800というドキュメント体系を整備している。このうちのSP800-82では、制御システムに対するサイバー攻撃を次のように分類している。

表 2-1 ICS に対するサイバー攻撃の分類

(出典：NIST SP800-82、但し表及び日本語訳は JPCERT「制御システムセキュリティの現在と展望 2017」による)

攻撃者	説明
ボットネット運用者	ボットを使って金儲け
犯罪集団	金品の詐取やゆすり
外国諜報機関	スパイ活動
ハッカー	ネットワークへの侵入
内部犯	ルール違反、雇用主への報復
フィッシャー	認証情報の詐取
スパマー	迷惑メール発信
マルウェア開発者	マルウェア作成
テロリスト	破壊工作等で社会不安を煽る

これからは、金銭目的、妨害／破壊工作、情報窃取等がサイバー攻撃の主な内容であることがわかる。

ビルシステムが攻撃を受けることで考えられる最も大きな影響は、ビルのサービスが停止し、その結果として入居者の業務が停止ないしは著しく影響をうけることである。これはビルとしての業務が妨害され、社会的信用の棄損につながるだけでなく、顧客への補償などの金銭被害や顧客離れ等の二次被害へと広がる可能性も考えられる。

また、ランサムウェア等が仕込まれれば金銭面での直接被害も考えられ、またマルウェア侵入等で情報窃取の被害があれば、その影響がどこへ及ぶかもわからないことが多い。

このような経済的価値の棄損に対して、その影響をどのように捉え、どのように対策していくか、それぞれのビルの状況とも照らして考えていく必要がある。

### 3. ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策の考え方

#### 3.1. 一般的なサイバーセキュリティ対策のスキーム

この章ではビルシステムのサイバーセキュリティ対策の考え方について整理をしていくが、まず始めに、一般的なサイバーセキュリティ対策の考え方について紹介する。

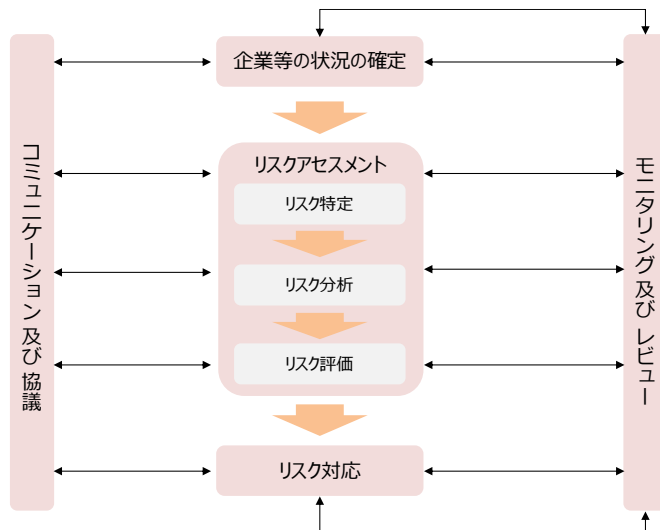


図 3-1 リスクマネジメントの一般的なプロセス (PDCA を含む全体プロセス)  
(出典: サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク)

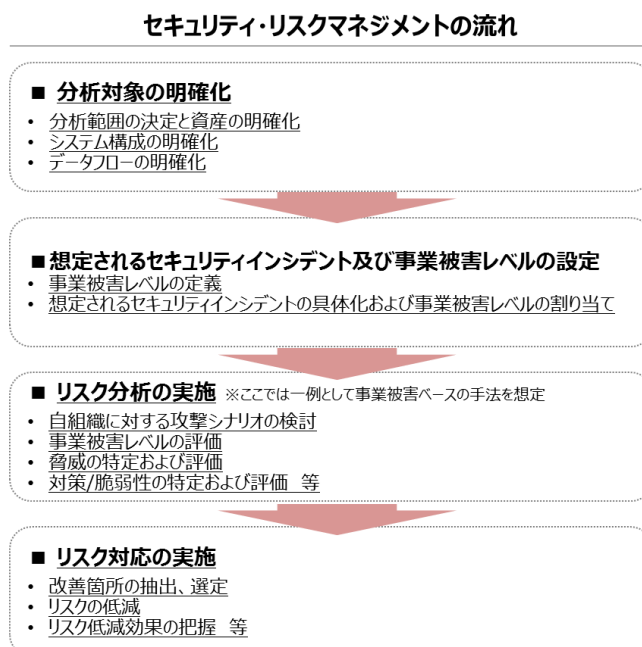


図 3-2 リスクマネジメントの流れ (上図リスクアセスメント部分の詳細)

※上図と原出典が異なるので用語等が異なるが大枠は同じことを説明  
(出典: サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク)

図では企業という書き方をしているが、まず対象のアセット(資産)を明確化し、それに対して想定されるインシデントや被害レベルを設定し、リスクの特定を行う。次に事業被害や脅威について分析と評価を行う。この評価結果をもとに、改善の必要な箇所を抽出しリスクの低減対策を実施する。

更にこれらの過程は随時レビューし、PDCA サイクルとして回していくことが重要である。即ち、リスクアセスメントやリスク対策は1回実施すればよいというのではなく、随時状況をモニタし、新たな脅威の発生や対策の陳腐化に対応していかなければならない。

ビルにおいては、例えば設計や建設の段階でセキュリティ対策を実施したとしても、その後の長期にわたる運用過程において、定期的に脆弱性情報を収集し、リスクアセスメントを実施して、必要に応じた追加対策を行うことが望まれるということである。

### 3.2. ビルシステムの構成の整理

ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策を検討する上で、前節に述べたようにまずアセット(資産)の明確化を行う。即ち対象となるシステムの構成として、どのような機器がどのように接続されているかを把握する作業を実施する。同様に、各機器がビル内のどこに置かれているのかも、物理的なセキュリティを検討する上で、重要な情報となる。

ビルがその外観デザインも、構造も、内装も、1件1件が異なっているように、ビルシステムもまた、1件1件それぞれ異なっており、1つとして同じ物は存在しない。但し、ガイドラインを作成するにあたっては、なるべく多くのビルシステムを包含するような形でのモデル化が大事であり、ここでは、様々にあるパターンから現在のビルシステムの姿として代表的な概略例を示す形で、ビルシステムの構成要素についての整理を行った。

次図は様々な個別設備システムからなるビルシステムの全体像をモデル的に示したものである。各システムの構成も接続方法も、それぞれのビルの規模やビルシステムの構築ポリシーによって異なってくるが、代表的な1モデルという形で示している。この図においては、個別の設備システムはそれぞれ独立して運用される形となっているが、全体としては統合ネットワークにて接続されており、必要な連携(例えば火災報知器の情報をもとに、居室の鍵を全開錠とするなど)が可能となっている。各設備システムごとにサーバ(BA 主装置)や制御端末(HMI)を持っているが、統合が進んだケースとして、統合ネットワークに直接接続された監視端末で、各サブシステムを統合監視するケースも増えつつあるようである。

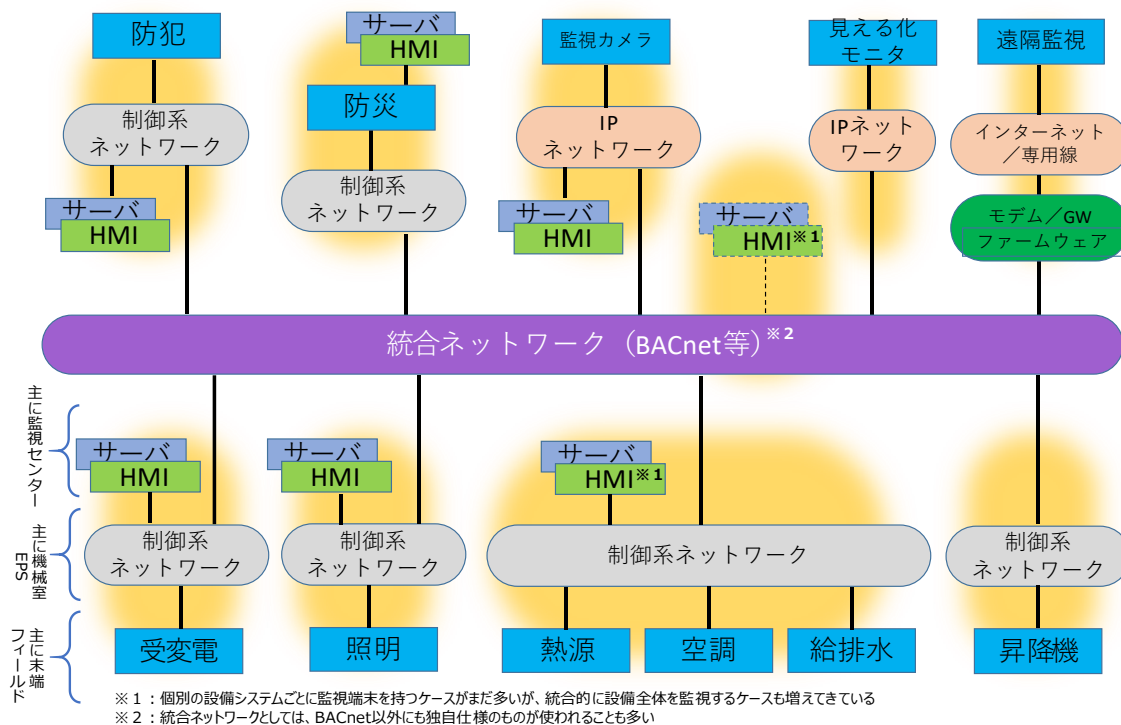


図 3-3 ビルシステムの標準的なモデル (全体像)

更に各設備ごとのモデル構成図を次図以降に示す。こちらについても、それぞれビルごとに様々なものが存在するが、代表的な 1 モデルという形でそれぞれ示すものである。

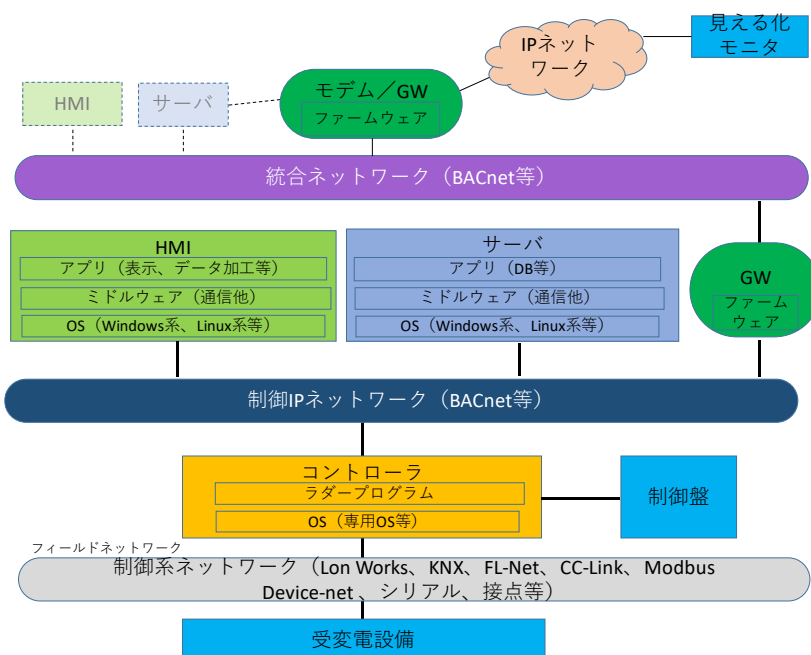


図 3-4 受変電システムの標準的なモデル

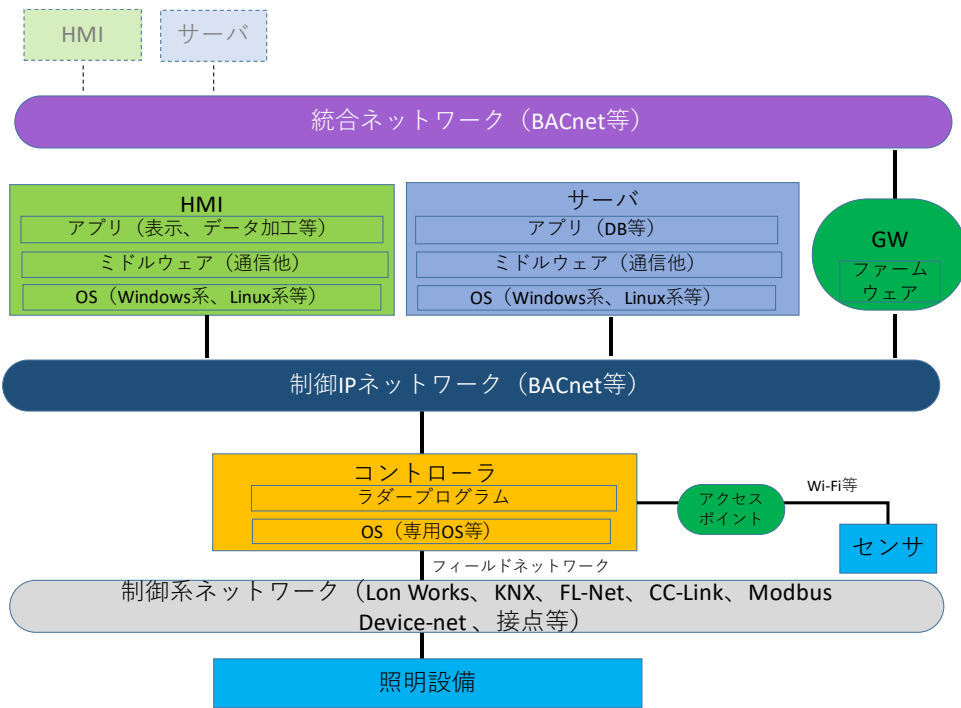


図 3-5 照明システムの標準的なモデル

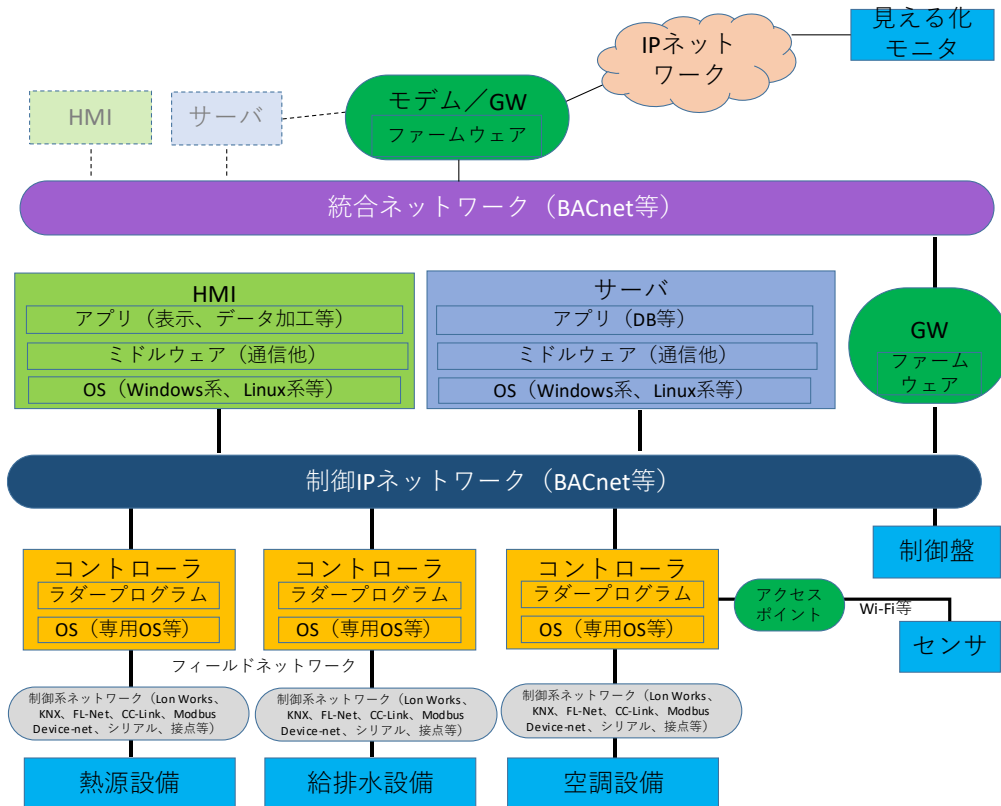


図 3-6 熱源・空調・給排水システムの標準的なモデル

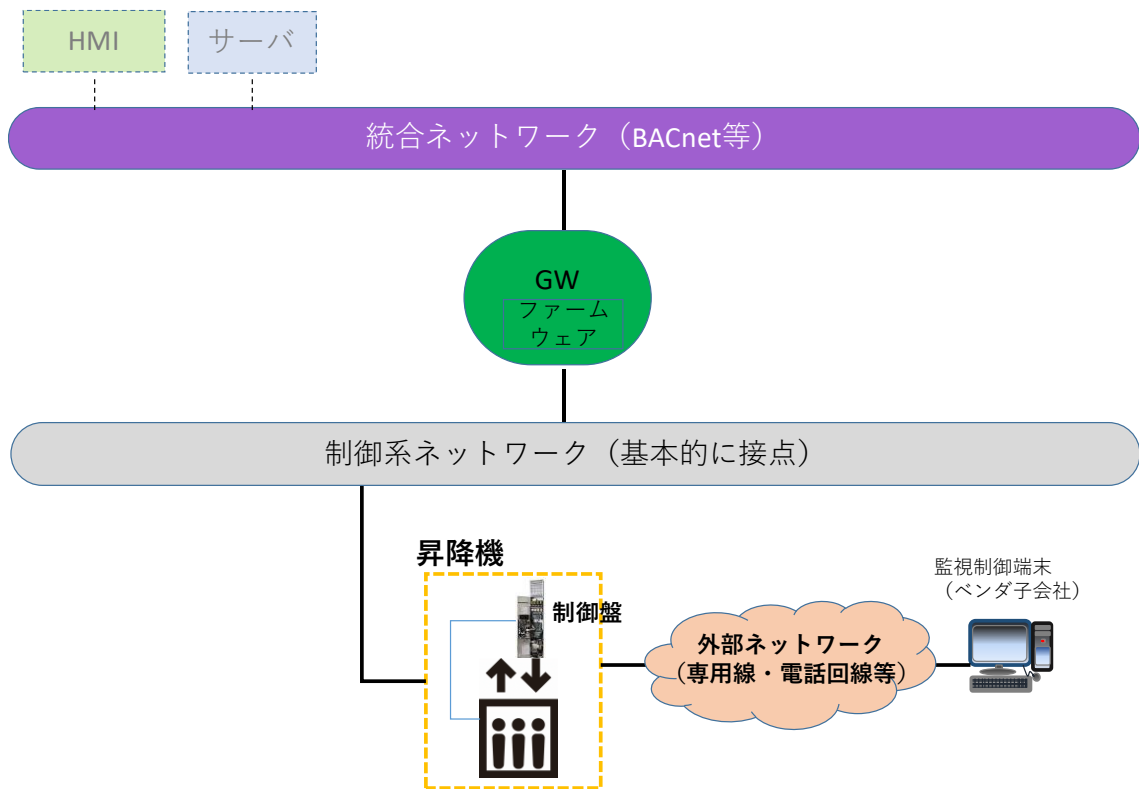


図 3-7 昇降機システムの標準的なモデル

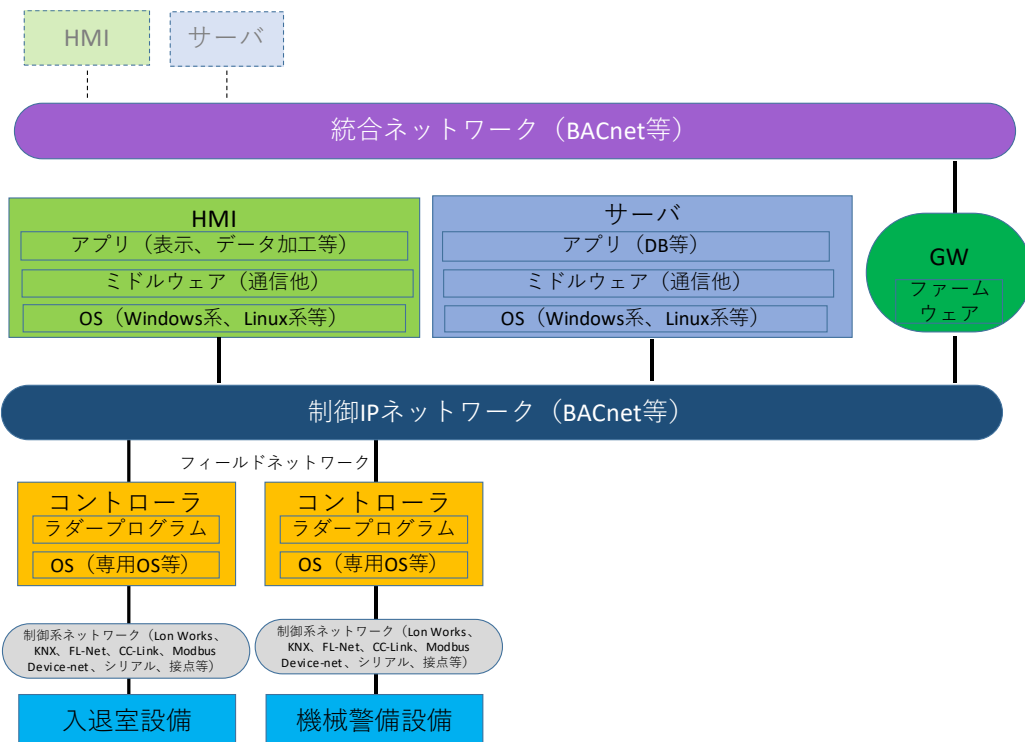


図 3-8 防犯システムの標準的なモデル

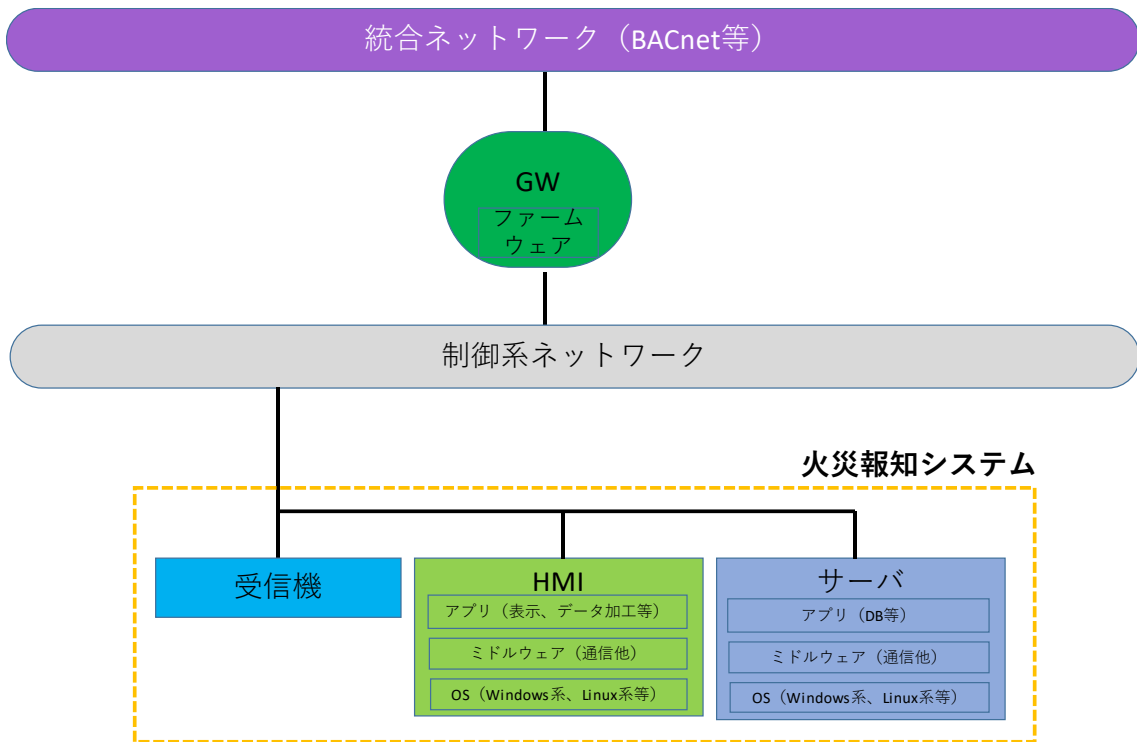


図 3-9 防災システムの標準的なモデル

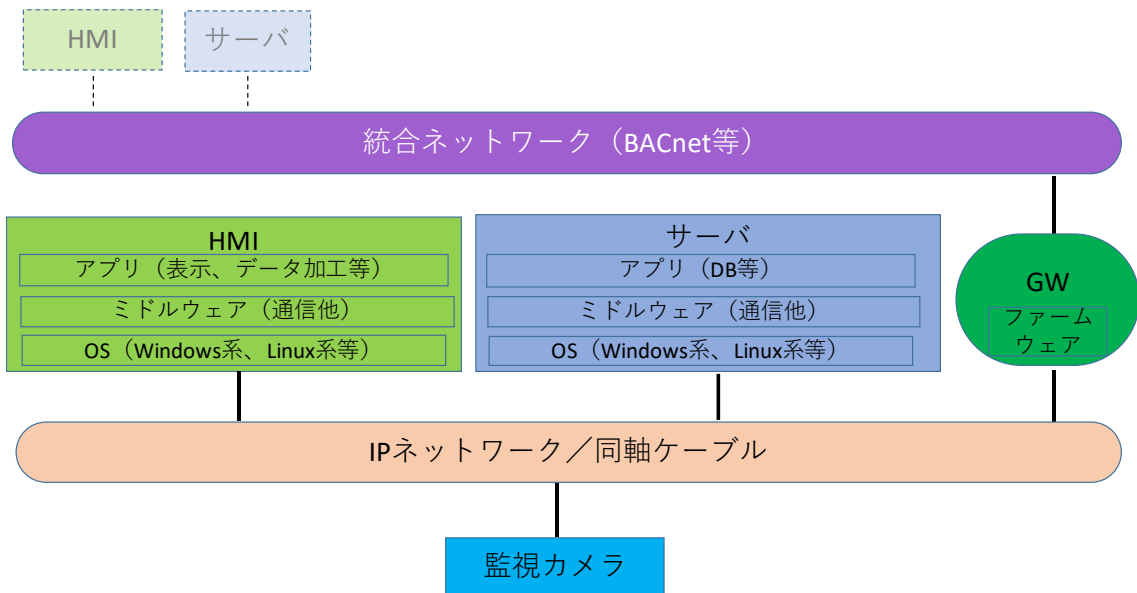


図 3-10 監視カメラシステムの標準的なモデル

いずれの図においても、場所とそこに置かれる機器の関係においては、それほど違いがないことが分かる。場所やそこに置かれる機器の脆弱性等を踏まえた時、ビルシステムに共通的に考えられるリスクポイントを整理したのが次図である。

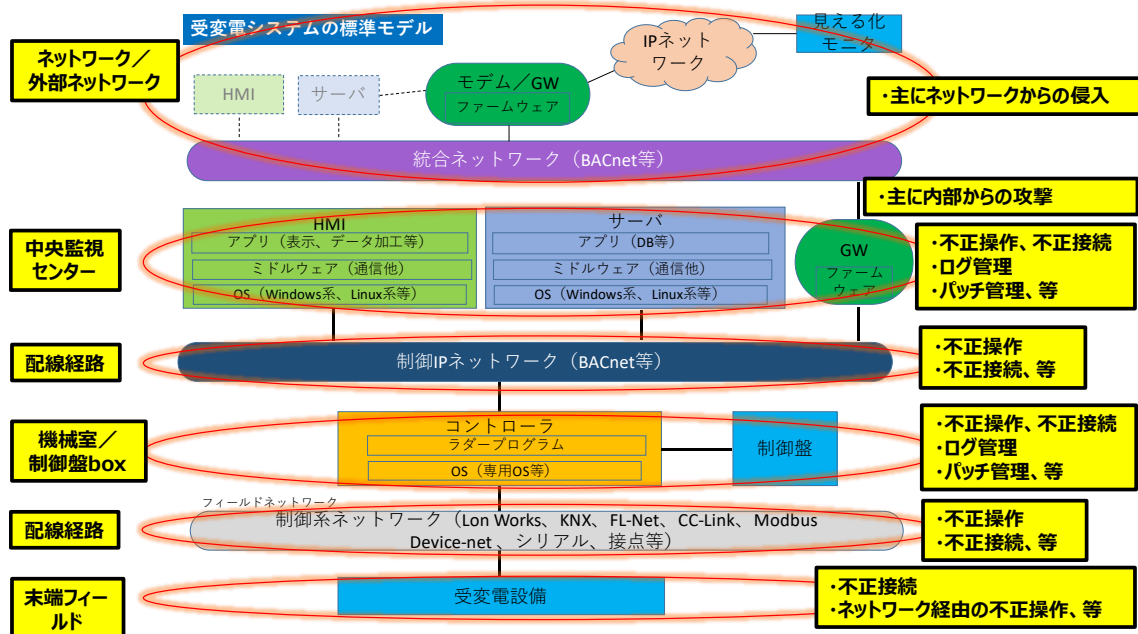


図 3-11 ビルシステムで共通的に考えられる主なリスクポイント

### 3.3. ビルシステムの特徴

ビルシステムに対するサイバーセキュリティ上のリスクを考える上で、IT システムや他の制御システムとは違うビルシステム特有の特徴について、事前に把握しておくことが大事である。

ビルシステムの大きな特徴としては、次のような点を挙げることができる。

#### 3.3.1. 超長期の運用

ビルは建設後、50 年近くにわたって非常に長期の運用を行うことが一般的である。ビルシステム自体も 10 年から 20 年近くにわたって運用することが普通であり、システムの更新にあたっては、その時点の理想的なシステムを導入できるわけではなく、古い建築物が持つ制約等に影響を受ける場合も多い。このような状況のもと、長期にわたってアップデートのできないシステムを抱えているような状況が一般化している。

#### 3.3.2. 複数のフェーズに分かれた長いライフサイクルを持つこと

ビルの企画から建設、運用、そして最終的な撤去まで、幾つかのフェーズに分かれた非常に長いライフサイクルを有している。システム的な観点でみると、設計・調達、建設・設置、竣工、運用、改修・廃棄というような各フェーズとなるが、それぞれの段階で、セキュリティを確保するための対応が異なってくることになる。例えば、設計段階では、長期の運用を意思した上でのセキュリティ対策をどのように設計仕様に盛り込むか

が課題であり、建設段階では多種・多数の業者が建設現場に入り乱れるような状況の中で如何にバックドア等を仕掛けられないようにするか人の管理の問題があり、また運用段階ではマルウェア等の侵入をどのように防ぐか物理的対策とシステムの対策の両面で考える必要がある。

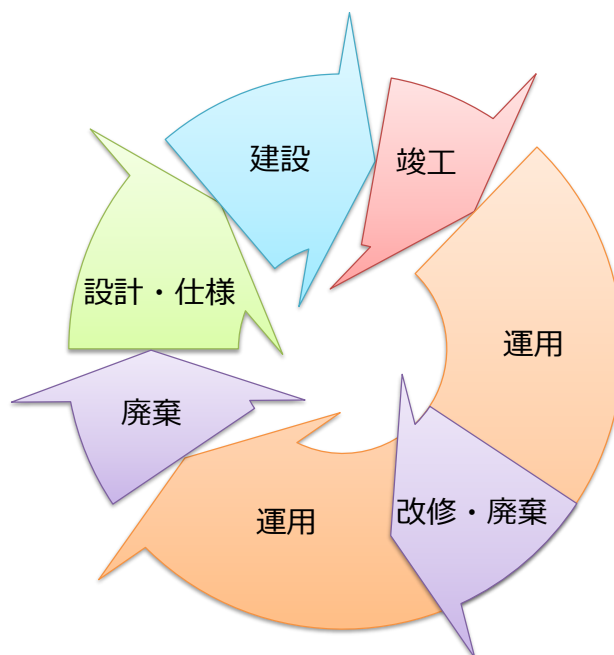


図 3-12 ビルのライフサイクルを意識した対策が必要

### 3.3.3. マルチステークホルダであること

ビルやそのシステムに係わるステークホルダも多種である。ビルの持ち主としてオーナーがおり、建設に当たってはゼネコン、個別の設備に対応したサブコン、更に設計事業者、個別の設備を納入するベンダがいる。設備の種類は、一般的に、受変電、照明、熱源、空調、給排水、昇降機、防犯、防災等があり、それごとに異なるベンダが係わることになる。運用段階に入ると、通常は運用事業者が委託を受けてビルの管理にあたり、システムの保守では納入ベンダも関係してくる。サイバーセキュリティを確保する上では、それぞれが自身の責任範囲についてしっかりとケアする必要が出てくる。

### 3.3.4. 多種多様なビルの存在

ビルの用途や種類も様々である。新築のビルに対しては最新の対策を比較的導入しやすいが、既存のビルに対してセキュリティの向上を図るということでは、現在導入済みのシステムの制約から、採用可能な対策も限られた物となる。仮に制約を超えて最新対策を導入しようとする、システムの入替えなど、非常に大きなコスト負担が必要となったりするため、ビルの用途を踏まえた費用対効果を厳しく見ていく必要があ

る。このような場合でも運用の改善によってセキュリティ向上が可能な場合もあり、対策の選択肢を広く用意していくことが重要となる。また、ビルの規模によって求めるセキュリティ対策のレベルが違い、既存の運用状況も異なっていたりする。あるいはビルの用途、自社のオフィスビルなのか、多数のテナントを入居させるビルなのか、不特定多数の人が出入りするビルなのか等によっても、ビルオーナーが持つべき責任も異なってくるため、必要な対策レベルも異なった物となる。

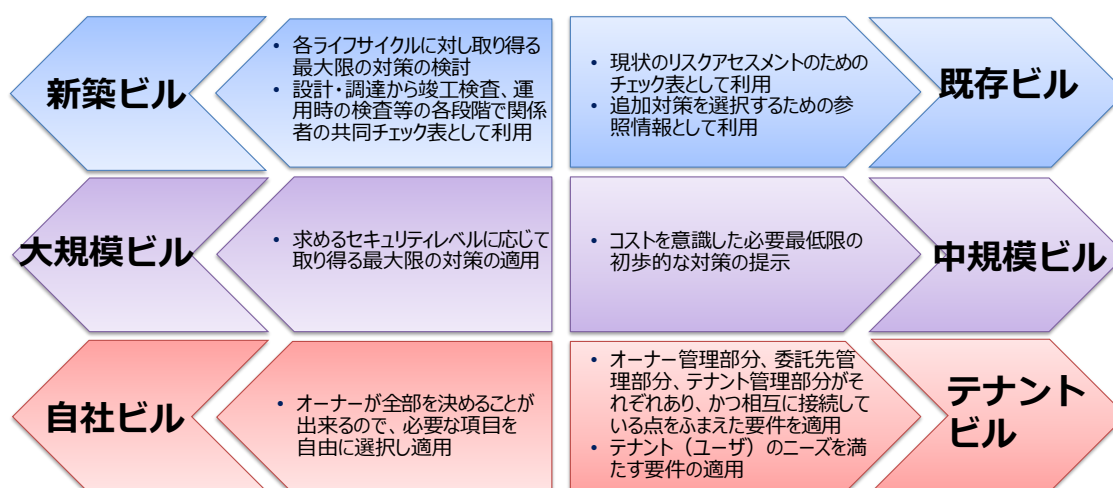


図 3-13 ビルの多様性を意識した対策が必要

### 3.4. ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策の整理方針

ビルシステムの標準的な構成、ビルシステムの特徴を踏まえた上で、ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ対策の整理方針を以下に示す。基本的にこのガイドラインでは、下記の方針に基づいてビルシステムに対するサイバーセキュリティ上のリスクを整理し、更にその対策をブレイクダウンしている。

これはビルシステムのサイバーセキュリティ対策を考える上で、各ステークホルダがそれぞれの立場に応じて必要な対策（必要なライフサイクルにおける、必要なレベルの対策）を見つけ、検討するためのインデックスの役割も果たしており、またそのインデックスに対応した具体的な対策を参照することで、実際の対策立案の参考になることも目指している。

更に設備ごと、設備を構成する機器ごと、機器が置かれた場所ごとのリスクを確認し、現状としてどのレベルのセキュリティ対策が取られているかを確認し、セキュリティ向上のためにはどのような対策が必要かを探るための、リスクアセスメントのツールとしても利用できることを意図したものである。

### 3.4.1. 場所から紐解くリスクの整理とライフサイクルを考慮した対策

ビルシステムにおけるサイバーセキュリティ上のリスクをどのような視点から見ていくかは、いろいろな考え方があり。サブコンやベンダの立場からは、自身の担当、管理する設備のみに着目して見ることができれば効率的である。但しこの場合には、設備の数だけ対策を書き出す必要が出てくる。

一方で、どの設備についても、中央監視センターには監視端末(HMI/HIM)やサーバ類(BA 主装置)、パイプスペースには配線やスイッチ類、機械室や制御盤にはコントローラ類が置かれるというように、場所ごとに似たような機器が置かれることになるため、場所や機器ごとの共通課題として対策を整理することも可能である。また、ビルを総体で見た場合、場所の対策、そこに置かれた機器の対策というように、場所から紐解く形で見ていく方が効率的であると考えられる。

そこで、本ガイドラインでは、ビル内の場所、その場所に置かれる機器や装置という単位で、どのようなサイバーリスクが存在するかを整理し、そのリスクへの対策を整理するという形をとる。また、対策に関しては、設計時に仕様として盛り込まれた対策が建設や運用にも引き継がれていくものもあり、建設時や竣工時にのみ気にすべき対策もあり、あるいはコスト等の関係から設計時にシステムの仕様としては盛り込まないようなことも運用によって対策をとる場合もあるというように、複数のライフサイクルにまたがる対策も考えられるため、ライフサイクルの各フェーズを並べて対策を示すこととする。

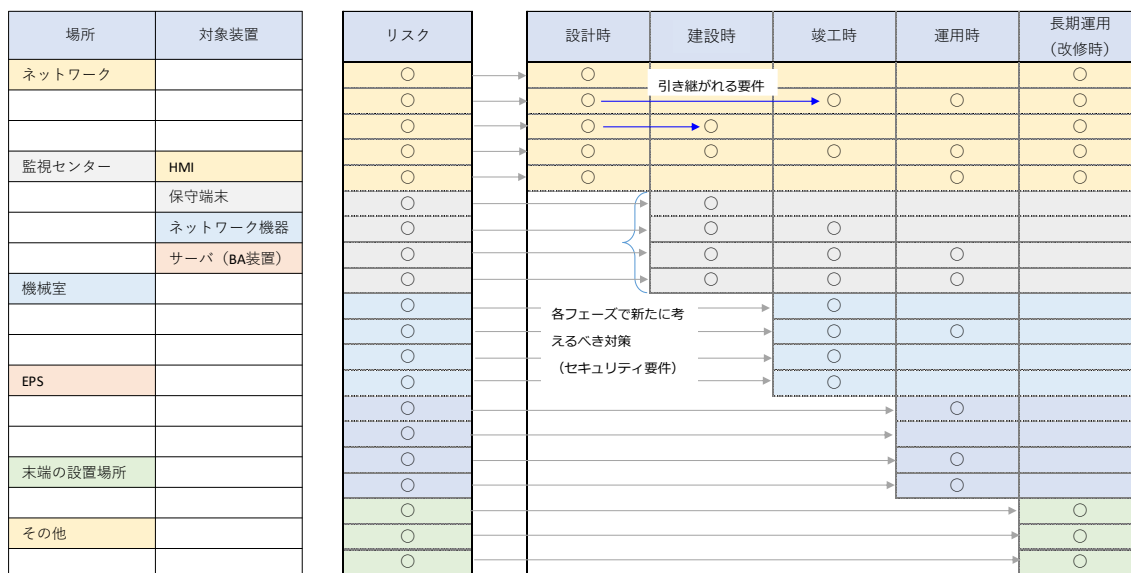


図 3-14 場所からみたサイバーセキュリティリスクとライフサイクルをまたがって適用すべき対策の概念図

次章以降では、上記の方針にもとづき、場所から紐解くサイバーセキュリティリスクとポリシーレベルの対策までを「4.ビルシステムにおけるリスクと対策ポリシー」に整理す

る。また、実装策レベルの対策までを一覧として整理し、リスクアセスメントやサイバーセキュリティ対策の検討のためのインデックスとしてまとめたものを「5.ライフサイクルを考慮したセキュリティ対応策」に別紙として掲載する。

### 3.5. ガイドラインの想定する使い方例

本ガイドラインでは、ビルシステムのサイバーセキュリティ対策について、なるべく網羅的に、また、ライフサイクル別の対策については、必要に応じて複数の選択肢を示すようにしている。

ビルシステムに関するステークホルダがそれぞれの立場で、ビルの形態やライフサイクルの状況、掛けられるコスト等の状況など、ビルを取り巻く環境要因に応じて適当な対策を選んでいくことを期待しているが、選択のための参考となるよう、幾つかのケースについて、以下に例示をする。

#### 3.5.1. 例1：新築の大規模オーナービルにおける使い方

新築の大規模オーナービルの場合、オーナーの意向に沿って最も自由にビルのサイバーセキュリティ対策を選択していけるものとなる。これから建設するビルであれば、全ての選択肢が選択可能であり、大規模ビルの建設コストを考えれば、サイバーセキュリティに当てるコストは相対的には非常に小さいものと予想される。あとは、ビルの目的や用途の重要度を考え、最も適当な選択肢を選んでいけば良い。

なお、最低限実施すべきと考えられる対策については、基本的に全てを盛り込むことが望ましいと思われる。

##### (1) ビルオーナー

- ビルの目的や用途の重要度を考え、セキュリティとして確保すべきレベルを設定する。なお、最低限実施すべきと考えられる対策以上のレベルを設定することが望ましい。
- 設定したレベルに対応した対策ポリシーを参考に、設計事務所にビルの設計を依頼する。
- 設定したレベルの対策ポリシーに応じた竣工検査対策を参考に、竣工検査時にはサイバーセキュリティ対策の観点からの検査を実施する。

##### (2) 設計事務所、ゼネコン

- ビルオーナーより提示されたポリシーレベルの対策要求をもとに、インデックスから対応策、実装策の選択肢を抜き出し、また、これらの実装策を提供可能なベンダ等との調整を踏まえ、設計案をビルオーナーに提供する。

- 最終的に決定された設計案に基づき、個々の設備システムに関する発注仕様書を作成する。発注仕様書の作成にあたっては、ガイドラインの実装策の記述や経験リポジトリに収容された知見を参考とする。

### (3) ゼネコン、サブコン

- 建設時の工程管理において、設計として採用された対応策から紐解かれる建設時の対策を参考に、サイバーセキュリティ上のチェックや対策等を実施する。

## 3.5.2. 例2：既存の中規模テナントビルをクラウド移行する際の使い方

現在、既存の中規模テナントビルは、管理の効率化のため、システムの更改時等にあわせて、監視・制御等をクラウド管理へ移行するケースが増えている。これによって、システムが外部につながるようになっていたり、ビルには監視要員を置かなくなったりということが起こるので、外部接続に当たって確保すべきセキュリティ要件や無人運用の場合のセキュリティ要件などを参考にして、必要なセキュリティ対策の検討を行うことが望ましい。

### (1) ビルオーナー

- 外部接続や無人運用に際して必要なサイバーセキュリティ対策のポリシーを参考に、サブコンやベンダに提案を依頼する。
- 設定したレベルの対策ポリシーに応じた竣工検査対策を参考に、竣工検査時にはサイバーセキュリティ対策の観点からの検査を実施する。

### (2) サブコン、ベンダ

- ビルオーナーより提示されたポリシーレベルの対策要求をもとに、インデックスから対応策、実装策の選択肢を抜き出し、提供可能な製品やサービス、その際に合わせて実施すべき運用対策等をビルオーナーに提示する。

## 3.5.3. 例3：既存ビルへのリスクアセスメントと対策立案での使い方

まず、現状のセキュリティ対策のレベルを確認する。そのため、ポリシーレベルの項目、そして対応策レベルの設計対策項目と突き合わせを行い、現状のビル設計時点ではどの程度の対策を盛り込んでいたのかを確認する。

確認された項目の対策レベルに合わせて、インデックスから対応する竣工対策、運用対策の項目を参照し、必要な対策レベルが竣工時、運用時にあって確保できていたのかを確認する。

十分な対策ができていたことが確認できれば、一応、セキュリティとして求めるレベルに対して必要なレベルが確保されていたということになり、そのレベルが確保されて

いなければ、運用対策として書かれているレベルの対策を今後取れるかどうかを検討する。新たな運用対策を取れば、要求するレベルにおいてはセキュリティを確保できることになる。

## 4. ビルシステムにおけるリスクと対応ポリシー

### 4.1. 全体管理

3章において場所別に設置される機器という観点での整理を実施したが、システム全体の構成情報や組織体制、教育など、場所によらない要素について、セキュリティインシデント、リスク源、セキュリティポリシー(対策要件)のセットでまとめたものが下表である。

表 4-1 全体管理に関するビルシステムのリスクと対策ポリシー

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
1. 構成情報／管理情報			
(1)	ビルシステムへの被害発生時に、被害確認が遅れ、復旧作業の支障となる。	ビルの構成情報が最新状態に管理できておらず、機器の最新の接続関係が把握できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築システム構成図(設計時)に対し、引渡し時のシステム構成図を竣工引渡し書類として作成するように”設計仕様”に加える。</li> <li>・システム全体構成(外部接続先を含む)の最新状態を常に把握できるようにする。</li> </ul>
2. バックアップデータ／事業継続			
(1)	適切なバックアップデータがなく、ビルシステムへの被害発生時に復旧作業の支障となる。	バックアップが取られていない、又はバックアップの範囲や対象が適切でない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムバックアップ方法を運用側と確認の上でバックアップ方法を設計時に仕様を組み込む。</li> <li>・管理ポイントや運転スケジュール等、システムを運用するにあたって必要なデータについては、バックアップを取得する機能を具備する。</li> </ul>
(2)	システムの脆弱性をついた攻撃を受ける。	脆弱性についての認識が不十分で、脆弱性が残ったままの状態になっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既知の脆弱性に対して必要な対策(パッチ等)が適用されているものを導入し管理する。</li> <li>・但し、他機器及び他システムの正常稼動については、担保しなければならない。</li> </ul>

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
3. 会社／要員の管理			
(1)	ビルシステムへの被害発生時に、迅速な対応ができず、被害が拡大する。	ビル管理会社においてセキュリティへの意識醸成、要員教育が十分ではなく、事前対策や対応準備ができていない。	・システム構築要件に教育訓練について明記する。
(2)	ビルシステムが内部作業員等から攻撃を受ける。	作業員等の身元確認や行動監視が不十分で、内部攻撃者が紛れることや攻撃を行うことを防ぐことができていない。	・システムの構築・施工・保守にあたって、作業員等の身元確認や行動確認についての要件を明記する。
4. 体制構築等			
(1)	攻撃等への対応が効果的にできず、被害が拡大する。	十分なリスクアセスメントができていないため、リスク対応の運用計画や体制が十分なレベルで構築できていない。	・リスクアセスメントを実施し、その結果を基に監理監査面からの「運用する管理体系」などを運用計画として定義・整備する。
(2)	ビルシステムのセキュリティ対策が不十分で、攻撃を防ぐことができない。	ビルシステムの設計・構築にあたって、十分なセキュリティ対策を盛り込むことができていない。	・ビルシステムに対して十分なセキュリティ知識を持った技術者の元で設計を実施する体制を整える。
(3)	攻撃への初動対応が遅れ、被害が拡大する。	作業員の教育、訓練が十分ではなく、十分な対応が取れない。	・入場前に適切にセキュリティ対策を実施する。
(4)	攻撃への対応が体系的に実施できず、被害が拡大する。	運用時のセキュリティ管理体制が十分なレベルで構築できていない。	・設計要件・運用要件を明記する。
(5)	攻撃に対する対応手順が分からず、被害が拡大する。	運用基準の中で、緊急時の対応手順が十分に整備されていない。	・緊急時の対応手順要件について明記する。
(6)	不正なアクセス、通信、操作があっても、気がつくのが遅れたり、見逃したりしてしまい、被害が拡大する。	システムの運用監視が十分ではなかったり、運用状況の監視体制が十分ではない。	・発注主側の運転管理者に対する教育について、明記する。 (教育人数・教育テキスト・教育期間・セキュリティー関連教育を含む・教育場所を明記)

## 4.2. 機器ごとの管理策

次に場所ごと、機器ごとのセキュリティインシデント、リスク源、セキュリティポリシー(対策要件)のセットでまとめたものが下表である。

表 4-2 場所ごとのビルシステムのリスクと対策ポリシー

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
1. ネットワーク(クラウド、情報系 NW、BACnet 等)			
10	ネットワーク		
(1)	ビルシステムの一部に起きたマルウェア感染が、ビル内のネットワーク経由で容易に拡大していく。	ビル内のネットワークに様々なビル設備機器が混在して接続され、マルウェアの感染拡大防止を意識した管理がされていない。	・ビル内のネットワークをセキュリティポリシーに基づいて物理的又は論理的に分離する。
(2)	ビルシステムの一部に起きたマルウェア感染が、ビル内のネットワーク経由で容易に拡大していく。	ビル内のネットワークでやり取りされる通信が適切に管理されておらず、リモートからの不正侵入の防止を意識した管理がされていない。	・ビル内のネットワークにおいては、セグメント間通信を必要最小限に制限する。
(3)	管理外の外部ネットワーク接続経由でマルウェア感染や不正侵入を受ける。	保守等の理由で外部接続が知らぬ間に取り付けられたり、外部との通信ポートが開けられたりするのを十分に管理・制限できていない。	・不正接続の有無を定期的に点検する。 ・外部との接続や通信はファイアウォール等により必要最小限に制限する。
(4)	管理外の外部ネットワーク接続経由で不正接続や攻撃を受ける。	ビルへの引き込み回線の管理が不十分で、勝手に不正な外部回線を引き込まれる。	・ビル内に設置する外部接続回線を管理し、不明回線の有無等を定期的に点検する。
11	クラウドサーバ・Web サーバ		
(1)	外部ネットワーク接続経由で侵入を受ける。	外部接続機器のセキュリティ対策が十分ではない。	・外部からのアクセスに制限を設ける。
(2)	テナント向けの Web 公開システム経由で不正操作をされる。	Web 公開システムの脆弱性対策が十分ではない。	・ビルシステムの制御を行うシステムをインターネットに公開する場合は、アクセス制御を行ったうえで、脆弱性対策の実施体制を構築する。
(3)	クラウドサーバを利用することで意図しない不正アクセスが発生する。	発注側がリスクを把握していない。	・リスクアセスメントを実施したうえで、発注の判断を行う。
12	情報系端末(オフィス系端末)		
(1)	外部ネットワークに接続された情報系端末経由で、ビルシステム内への攻撃を受ける。	外部ネットワークに接続された情報系端末のセキュリティ対策が十分ではない。	・外部からのアクセスに制限を設ける。

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
13	外部接続用ネットワーク機器(ファイアウォール、ルータ)		
(1)	外部ネットワーク接続経由で攻撃を受ける。	外部接続用ネットワーク機器のセキュリティ対策が十分ではない。	・外部からのアクセスに制限を設ける。
14	ビルシステム間相互接続		
(1)	ビルシステムの一部に起きたマルウェア感染が、ビルシステム間の相互接続経由で容易に拡大していく。	ビルシステム間の相互接続環境において、感染拡大防止等のセキュリティ対策が十分ではない。	・正当な端末以外にはアクセスしない、不正な端末からのアクセスを許可しない、といった対策を施す。 ・正しい通信のみ許可するといった通信制限を施す。
2. 防災センター(中央監視室)			
20	防災センター(中央監視室)		
(1)	所定の作業員以外による画面の盗み見、不正操作が行われる。	防災センター(中央監視室)に対して、許可された入退室に限定するような管理ができておらず、許可者以外の入室を許してしまう。	・防災センター(中央監視室)の入場者を登録(事前、都度)して管理する仕組みを入れる。 ・防災センター(中央監視室)への入退室をもれなくチェックし管理する仕組みを入れる。
(2)	所定の作業員が、その権限を越えて、システムや端末/制御盤に不正操作をする。	システムの権限管理や作業監視が十分でなく、権限外の不正操作をされることを防ぐことができない。	・作業員の作業状況を常時監視する仕組みを入れる。 ・許可された作業員以外が作業できない仕組みを入れる。
21	HMI/HIM		
(1)	正規の作業員以外により不正ログイン、不正操作がされる。	端末のログイン管理やログイン情報の管理が不十分である。	・操作者を限定する機能を入れる。 ・パスワード管理を徹底させる。
(2)	所定の作業員が、その権限を越えて、システムや端末に不正操作をする。	端末やシステムの権限管理や作業監視が十分でない。	・作業員の作業状況を常時監視する仕組みを入れる。 ・許可された作業員以外が作業できない仕組みを入れる。
(3)	侵入者にシステム情報を探られ攻撃が拡大する。	ログ情報へのアクセスが容易で、侵入者にログ情報を探られ、次の攻撃のヒントを与えてしまう。	・アクセスログ、操作履歴を適切に管理する。
(4)	不正侵入に対する状況解析が困難で対策が遅れる。	適切にログが取得されておらず、侵入や感染の状況の解析が十分にできない。	・各種ログ情報の導入とログ解析の仕組みを導入する。

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
(5)	不正なアクセス、通信、操作があっても、気がつくのが遅れたり、見逃したりしてしまい、被害が拡大する。	システムの運用監視が十分でない。	・不正なアクセスや操作を定期的に確認する仕組みを入れる。
(6)	マルウェアへの感染判明後、その感染経路が特定できず、対策が十分に取れない。	システム構築の過程や運用の節目でマルウェアの感染のチェックや管理が不十分であるため、いつの間にか感染しており、感染原因や感染経路がすぐに分からない。	・工場出荷前及び引渡し前に事前検疫を実施する。
(7)	侵入者にシステム内部を探られ、不正な操作をされる。	システムの内部構成が単純又は権限管理ができておらず、容易に全体を探られ、次の攻撃のヒントを与えてしまう。	・権限者以外、容易にシステム内部の構造が見られないようにする。
(8)	システムの脆弱性をついた攻撃を受ける。	脆弱性についての認識が不十分で、脆弱性が残ったままの状態となっている。	・既知の脆弱性に対して必要な対策（パッチ等）が適用されているものを導入し管理する。 ・但し、他機器及び他システムの正常稼動については、担保しなければならない。
(9)	外部媒体接続時に、外部媒体経由でマルウェアに侵入されてしまう。	セキュリティ確認がされていないUSB等の外部媒体が容易に接続可能となっている。	・外部媒体等を安易に利用できないようにする。 ・外部媒体等を事前検疫してから利用する。
22	保守用持ち込み端末		
(1)	外部持込端末接続時に、外部持込端末経由でマルウェアに侵入されてしまう。	セキュリティ確認がされていない外部持込端末が容易に接続可能となっている。	・保守用端末は適切に管理されたものを使う。
23	統合 NW につながるネットワーク機器（ファイアウォール、ルータ、スイッチ）		
(1)	不正端末を接続され、マルウェアを送り込まれる。	空きポートが接続可能な状態で放置されている。	・スイッチ等の空きポートが利用されないような仕組みを導入する。
24	システム管理用サーバ（ビルシステム主装置）		
(1)	所定の作業員以外による不正操作が行われる。	サーバが専用の管理区画に設置されておらず、誰でも触ることができる状態にある。	・適切に管理された専用の室、区画の中に機器を設置する。 ・区画内のラックやケースは施錠管理を行う。

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
(2)	所定の作業員以外による不正操作が行われる。	サーバ設置区画への入退室が適切に管理されておらず、誰でも触ることができる状態にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ室、区画への入退室を適切に管理する。</li> <li>関係者以外立ち入らせない。</li> </ul>
(3)	侵入者にシステム情報を探られ攻撃が拡大する。	ログ情報へのアクセスが容易で、侵入者にログ情報を探られ、次の攻撃のヒントを与えてしまう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスログを記録する機能を入れる。</li> </ul>
(4)	不正侵入に対する状況解析が困難で対策が遅れる。	適切にログが取得されておらず、侵入や感染の状況の解析が十分にできない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種ログ情報の導入とログ解析の仕組みを導入する。</li> </ul>
(5)	不正なアクセス、通信、操作があっても、気がつくのが遅れたり、見逃したりしてしまい、被害が拡大する。	システムの運用監視が十分ではなかったり、運用状況の監視体制が十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正なアクセスや操作を確認する仕組みを入れる。</li> </ul>
(6)	不正な命令を実行してしまい、不正な動作をさせられる。	通信相手を認証する仕組みがなく、なりすまし通信を区別することができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証されていない相手との通信を遮断する機能を入れる。</li> </ul>
(7)	マルウェアへの感染判明後、その感染経路が特定できず、対策が十分に取れない。	システム構築の過程や運用の節目でマルウェアの感染のチェックや管理が不十分であるため、いつの間にか感染しており、感染原因や感染経路がすぐに分からない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場出荷前及び引渡し前に事前検査を実施する。</li> <li>運用段階においても、検査を適宜実施する。</li> </ul>
(8)	侵入者にシステム内部を探られ、不正な操作をされる。	システムの内部構成が単純又は権限管理ができておらず、容易に全体を探られ、次の攻撃のヒントを与えてしまう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限者以外、容易にシステム内部の構造が見られないようにする。</li> </ul>
(9)	システムの脆弱性をついた攻撃を受ける。	脆弱性についての認識が不十分で、脆弱性が残ったままの状態となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既知の脆弱性に対して必要な対策（パッチ等）が適用されているものを導入し管理する。</li> <li>但し、他機器及び他システムの正常稼動については、担保しなければならない。</li> </ul>
(10)	外部媒体や外部持込端末接続時に、これらを経由してマルウェアに侵入されてしまう。	セキュリティ確認がされていないUSB等の外部媒体や外部持込端末が容易に接続可能となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部媒体等を安易に利用できないようにする。</li> <li>外部媒体等を事前検査してから利用する。</li> </ul>

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
3.機械室／制御盤ボックス			
30	機械室		
(1)	所定の作業員以外による不正操作が行われる。	許可された入退室に限定するような管理ができておらず、許可者以外の入室を許してしまう。	・機械室は施錠可能とする。
31	コントローラ(DDC、PLC等)		
(1)	侵入者にシステム情報を探られ攻撃が拡大する。	ログ情報へのアクセスが容易で、侵入者にログ情報を探られ、次の攻撃のヒントを与えてしまう。	・ログを適切に管理可能な機器・システムを導入する。
(2)	不正侵入に対する状況解析が困難で対策が遅れる。	適切にログが取得されておらず、侵入や感染の状況の解析が十分にできない。	・各種ログ情報の導入とログ解析の仕組みを導入する。
(3)	不正なアクセス、通信、操作があっても、気がつくのが遅れたり、見逃したりしてしまい、被害が拡大する。	システムの運用監視が十分ではなかったり、運用状況の監視体制が十分でない。	・不正なアクセスや操作を確認する仕組みを入れる。
(4)	不正な命令を実行してしまい、不正な動作をさせられる。	通信相手を認証する仕組みがなく、なりすまし通信を区別することができない。	・許可されていない相手との通信を遮断する機能を入れる。
(5)	マルウェアへの感染判明後、その感染経路が特定できず、対策が十分に取れない。	システム構築の過程や運用の節目でマルウェアの感染のチェックや管理が不十分であるため、いつの間にか感染しており、感染原因や感染経路がすぐに分からない。	・工場出荷前及び引渡し前に事前検査を実施する。 ・運用段階においても、検査を適宜実施する。
(6)	侵入者に容易にアクセスされ、不正操作をされる。	ID・パスワードが適切に設定されておらず、誰でもアクセス可能な状態にある。	・ID・パスワード管理を必要とする機器においては、適切なID・パスワードを設定する。
(7)	システムの脆弱性をついた攻撃を受ける。	脆弱性についての認識が不十分で、脆弱性が残ったままの状態となっている。	・既知の脆弱性に対して必要な対策(パッチ等)が適用されているものを導入し管理する。 ・但し、他機器及び他システムの正常稼動については、担保しなければならない。

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
(8)	外部媒体や外部持込端末接続時に、これらを経由してマルウェアに侵入されてしまう。	セキュリティ確認がされていないUSB等の外部媒体や外部持込端末が容易に接続可能となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部媒体等を安易に利用できないようにする。</li> <li>外部媒体等を事前検疫してから利用する。</li> <li>外部持込端末は適正に管理された端末のみ接続を許可する。</li> </ul>
32	ネットワーク機器(ファイアウォール、ルータ、スイッチ)		
(1)	不正端末を接続され、マルウェアを送り込まれる。	空きポートが接続可能な状態で放置されている。	・スイッチ等の空きポートが利用されないような仕組みを導入する。
33	ゲートウェイ機器		
(1)	不正な命令を実行してしまい、不正な動作をさせられる。	通信先を制限する仕組みがなく、なりすまし通信を区別することができない。	・ネットワーク上に、通信先を制限する仕組みを導入する。
34	各種制御盤・分電盤		
(1)	所定の作業員以外による不正操作が行われる。	業界で広く通用する鍵がついているため、容易に開錠され、機器に触れることができる状態にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種制御盤の鍵は、業界で広く使われる種類の鍵以外を使用する。</li> <li>保守時の対応等も考慮して鍵を導入する。</li> </ul>
4.配線経路(MDF室、EPS、天井裏ラック)			
40	MDF室/EPS/天井裏ラック		
(1)	不正端末を接続され、マルウェアを送り込まれる。	ネットワーク配線への人的アクセスが管理されていない。	・ビルシステム主装置以降の配線について、外的要因(人的破壊・意図した工作)に対して十分な保護対策を施す。
41	内部に置かれたネットワーク機器(スイッチ類)		
(1)	所定の作業員以外による不正操作が行われる。	機器の設置場所が安全管理されておらず、誰でも触ることができる状態にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に管理された専用の室、区画の中に機器を設置する。</li> <li>機器類は許可された作業員以外が容易に触れないようにする。</li> </ul>
(2)	不正端末を接続され、マルウェアを送り込まれる。	空きポートが接続可能な状態で放置されている。	・機器類の空きポートには不正利用ができないよう、対策を実施する。

	セキュリティインシデント	リスク源	セキュリティポリシー
5. 末端装置が置かれる場所			
50	末端装置		
(1)	不正端末を接続され、マルウェアを送り込まれる。	空きポートが接続可能な状態で放置されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者がアクセス可能な場所には、フィールド機器や IP ネットワークに直結する機器を設置しない。</li> <li>・機器には、第三者による不正な操作ができないよう、対策を実施する。</li> </ul>
(2)	不正な命令を実行してしまい、不正な動作をさせられる。	通信相手を認証する仕組みがなく、なりすまし通信を区別することができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定要員以外の利用を遮断するための十分な保護対策を施す。</li> </ul>

## 5. ライフサイクルを考慮したセキュリティ対応策

4章では、場所によらない構成要素及び場所ごと、機器ごとについて、考え得るセキュリティインシデント、リスク源、セキュリティポリシー(対策要件)を整理した。セキュリティポリシーは、それぞれのセキュリティリスクに対して、ポリシーレベルで記載した対策要件であり、実際の対策としては、更に1段、2段のブレイクダウンが必要なものである。このセキュリティポリシーを入り口として、もう1段具体的な対策をライフサイクルの5つのフェーズに展開したものが、「ライフサイクルを考慮したセキュリティ対応策」であり、一覧表の形で別紙に整理している。

対応策は、4章の表4-1及び表4-2におけるセキュリティポリシーをそのまま引き継ぐ形で展開する形式となっているので、セキュリティポリシーをベースに、ライフサイクルの各フェーズでどのような対策を考えるべきか参照できる構造となっている。

なお、一部には、1つのセキュリティポリシーから、複数の対応策の系列に展開しているものもあり、これは取り得る対策の代表的な選択肢を示している。但し、1.2.4項でも説明したように、これらの選択肢のいずれかを必ず選択する必要があるというのではなく、それぞれのビルの置かれた状況に応じて、リスクを認識したうえで対策は実施しない、設計レベルでの対策は取らないが運用でカバーする、対応策に記載された対策要件を緩めて採用する、あるいは重要性の高いところについては記載よりも更に踏み込んで採用する等、あくまで1つの拠り所、検討の材料としてとらえ、現場の状況等に応じて調整すると良いだろう。

具体的な対応策については別紙を参照のこと。

## 付録 A 用語集

### **IDS(Intrusion Detection System)**

サーバやネットワークの外部との通信を監視し、攻撃や侵入の試み等不正なアクセスを検知して管理者にメール等で通報するシステム。

### **IPS(Intrusion Prevention System)**

サーバやネットワークの外部との通信を監視し、侵入の試み等不正なアクセスを検知して攻撃を未然に防ぐシステム。

### **Society5.0**

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

### **アクチュエータ**

機構又はシステムを動かし又は制御するためのデバイス。一般に電流、油圧、空気圧等のエネルギー源で作動し、そのエネルギーを運動に変える。アクチュエータは、制御システムが環境に働きかける機構である。制御システムは単純で（固定機構や電子システム）、ソフトウェアベース（プリンタドライバ、ロボット制御システム等）や人その他による。[NIST SP 800-82 rev.2]

### **脅威**

システム又は組織に損害を与える可能性がある、望ましくないインシデントの潜在的な原因。[JIS Q 27000 : 2014]

### **サイバー空間**

コンピュータシステムやネットワークの中に広がる仮想空間。デジタル化されたデータを活用して価値を生み出す。

### **サイバー攻撃(Cyber Attack)**

資産の破壊、暴露、改ざん、無効化、盗用、又は認可されていないアクセス若しくは使用の試み。[JIS Q 27000 : 2014]

### **サイバーセキュリティ**

電子データの漏えい・改ざん等や、期待されていた IT システムや制御システム等の機能が果たされないといった不具合が生じないようにすること。

### **重要インフラ**

他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、「情報通信」、「金融」、「航空」等の全部 14 分野が指定されている。

### **ステークホルダ**

意思決定若しくは活動に影響を与え、影響されることがある又は影響されると認知している、あらゆる人又は組織。 [JIS Q 27000 : 2014]

### **制御システム**

装置の動作やプロセスを制御するために使用される情報システム。制御対象資産である各装置類を管理するのに使用される監視制御データ収集システム (SCADA)、分散制御システム (DCS)、ローカルなプロセスを制御するプログラマブル論理制御装置 (PLC) 等を通じて制御するシステムなどがある。

### **脆弱性**

1 つ以上の脅威によって付け込まれる可能性のある、資産又は管理策の弱点。 [JIS Q 27000 : 2014]

### **セキュリティインシデント**

望まない単独若しくは一連のセキュリティ事象、又は予期しない単独若しくは一連のセキュリティ事象であって、事業運営を危うくする確率及びセキュリティを脅かす確率が高いもの。

### **セキュリティ事象**

セキュリティポリシーへの違反若しくは管理策の不具合の可能性、又はセキュリティに関係し得る未知の状況を示す、システム、サービス又はネットワークの状態に関連する事象。

### **セキュリティリスク**

セキュリティリスクとは、セキュリティに関連して不具合が生じ、それによって企業の経営に何らかの影響が及ぶ可能性のこと。

## センサ

計測中の物理特性（速度、温度、流量等）を表した電圧又は電流出力を発生させるデバイス。

[NIST SP 800-82 rev.2]

## 認証 (authentication)

エンティティの主張する特性が正しいという保証の提供。 [JIS Q 27000 : 2014]

## ビルシステム

ビルの管理・運用を行うための制御システムで、受変電、熱供給、空調、給排水、照明、昇降機、防犯、防災、監視カメラ等の各設備の制御システムの総称。

## ファイアウォール

あるコンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システム等のこと。

## プロトコル

複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のこと。

## マルウェア(Malware)

許可されていないプロセスの実施を試みることによって、情報システムの機密性・完全性・可用性に悪影響をもたらすソフトウェア又はファームウェア。 [NIST SP 800-53 rev.4]

セキュリティ上の被害を及ぼすウイルス、スパイウェア、ボット等の悪意を持ったプログラムを指す総称。

## マルチステークホルダ・プロセス

3 者以上のステークホルダが、対等な立場で参加・議論できる会議を通し、単体若しくは 2 者間では解決の難しい課題解決のために、合意形成などの意思疎通を図るプロセス。 [内閣府]

## リスク

目的に対する不確かさの影響。 [JIS Q 27000 : 2014]

## リスク源

それ自体又はほかとの組合せによって、リスクを生じさせる力を本来潜在的にもっている要素。 [JIS Q 31000 : 2010]

## リスクマネジメント

リスクについて、組織を指揮統制するための調整された活動。 [JIS Q 31000 : 2010]

## 付録 B JDCC の建物設備システムリファレンスガイドとの関係

建物設備の情報インフラの推奨セキュリティ対策モデルとして、日本データセンター協会が『建物設備システムリファレンスガイド』を発売している。これは、データセンターをモデルケースとし、建物設備システムのセキュリティの考え方についてまとめたガイドブックとして、21の管理策を提示している。

この21の管理策では、物理的設計における管理策、建物設備システム構築時における管理策、設備システム運用における管理策に分類して、建物設備システムのセキュリティ対策の要件を分類、整理しており、ビルにおけるライフサイクルの考え方を一部取り込んだ物となっている。

ビルサブワーキンググループでは、この21の管理策をベースとして参照しつつ、データセンター以外のビル全般にわたるステークホルダによる議論で、より幅広い対象、状況に対応したガイドラインの策定を進めている。

### 21の管理策

- 建物設備システムにおけるセキュリティ管理策として21項目を抽出。より具体的なセキュリティ対策の例示を行う。

物理的設計における管理策	
1	建物設備システムの重要な構成機器(端末・コントローラー・ネットワークを含む)を設置した室・空間は専用のものとする
2	建物設備システムの構成機器(端末・コントローラー・ネットワークを含む)を設置された室・空間においてはアクセス制御と入室記録の管理を行う
3	建物設備システム端末においては、建物設備システム以外のネットワーク・メディアが不用意に接続されることが無いよう保護措置を取る
建物設備システム構築時における管理策	
4	建物設備システムを構成する機器リストならびに構成図を作成すること
5	建物設備システムネットワークと他ネットワークの分離を行う
6	建物設備システム端末上でのウイルス対策を実施すること
7	サポートされないソフトウェアは利用しない
8	不要なサービスを無効にすること
9	パスワードのルールを定め、徹底すること
10	出荷時(デフォルト)のパスワードを変更すること
設備システム運用時における管理策	
11	建物設備システムのネットワークに接続する機器(PC、可搬媒体等)のウイルス検査は事前に実施されている
12	建物設備システムのセキュリティ監視手順、インシデント対応手順を整備し、その教育と訓練を定期的実施し、継続的に対応能力の向上に努める
13	リモート接続のルールを策定すること
14	適切にマネジメントシステムが運用され、機能していることを評価すること
15	建物設備システムの最新構成情報の管理すること
16	建物設備システムに対する脆弱性と脅威を把握しておく
17	建物設備システムのバックアップデータを取得すること
18	要員のアカウント管理を厳密に行う
19	建物設備システムのセキュリティ脆弱性に関する情報を定期的に入手し、必要に応じてセキュリティパッチを適用すること
20	建物設備システムの稼働状況やログを定期的に確認すること
21	建物設備システムの重要な構成機器(端末・コントローラー・ネットワークを含む)を設置した室・空間への訪問者のアクセスには関係者が付き添う

Copyright (c) Japan Data Center Council (JDCC)

図 付録 B-1 JDCC の 21 の管理策

(出典: 建物設備システムリファレンスガイドとファシリティインフラ WG の紹介 (2017/2、JDCC ファシリティインフラWG 事務局))

# 付録C サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークの考え方と、サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークの考え方を踏まえたビルシステムにおけるユースケース

## 1. フレームワーク策定の背景

### ～「Society5.0」におけるサプライチェーン構造の変化～

「Society5.0」では、データの流通・活用を含む、より柔軟で動的なサプライチェーンを構成することが可能となる。一方で、サイバーセキュリティの観点では、サイバー攻撃の起點の拡散、フィジカル空間への影響の増大という新たなリスクへの対応が必要となる。

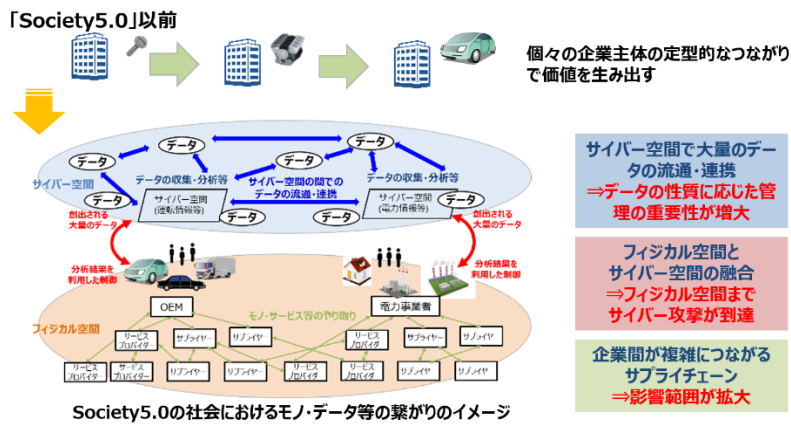


図 付録 C-1 Society5.0 社会におけるモノ・データのつながり

## 2. サイバー・フィジカル一体型社会のセキュリティのためにフレームワークで提示した新たなモデル ～三層構造と6つの構成要素～

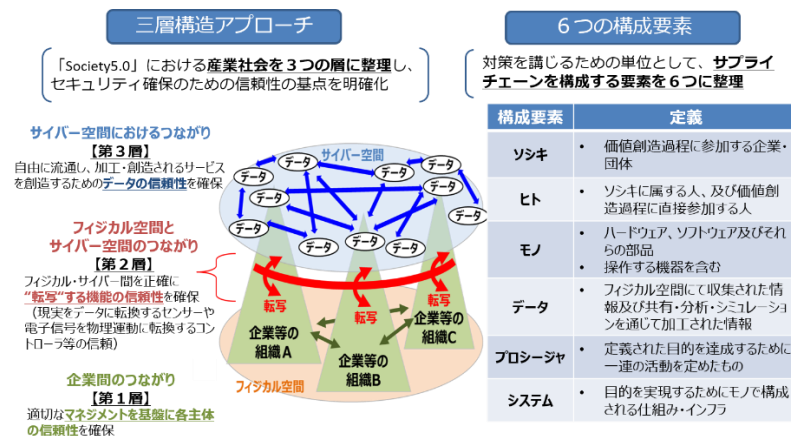


図 付録 C-2 三層構造アプローチと6つの構成要素の関係

### 3. フレームワークの全体概要 ～リスク源と対応する方針の整理～

Society5.0 における新たなサプライチェーンの信頼性を確保する観点から、3つの層それぞれにおいて守るべきものを洗い出した上で、6つの構成要素に沿ってリスク源を抽出し、これに対する対策要件を提示。

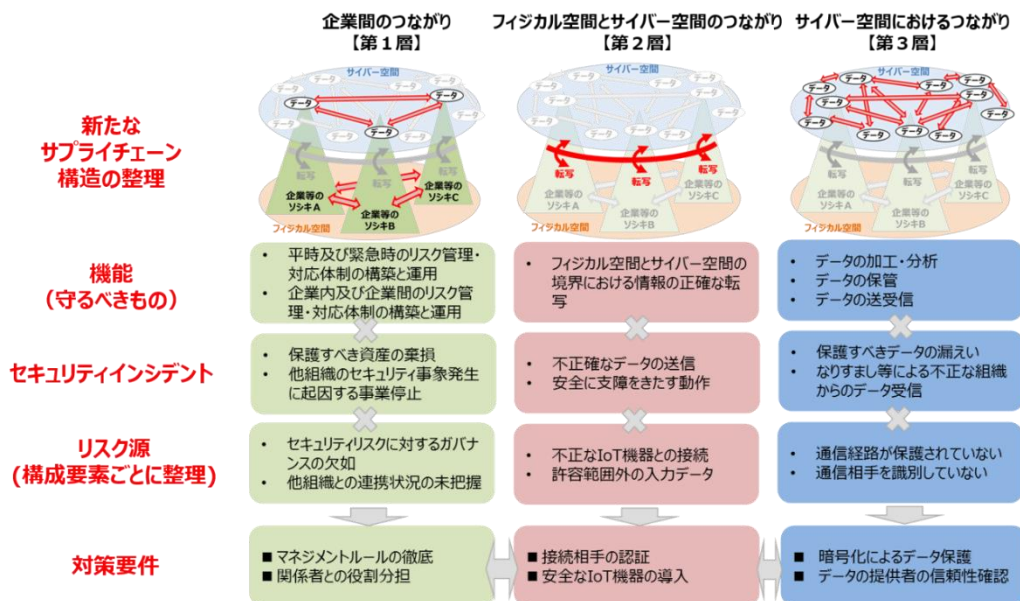


図 付録 C-3 3層構造と6つの構成要素に関連したリスク源と対策要件

### 4. フレームワークにおいて示されているユースケース：ビルの例

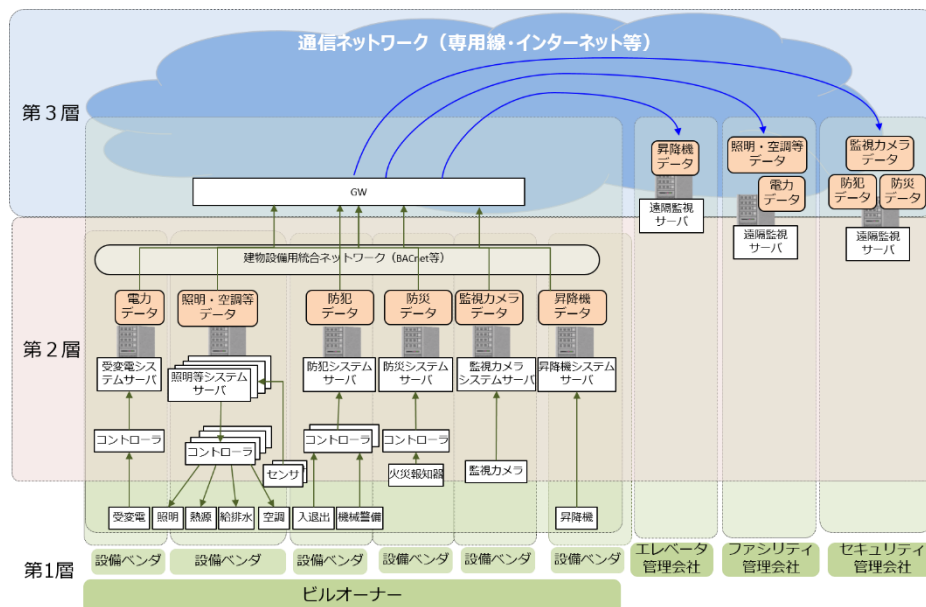


図 付録 C-4 3層構造に対応したビルのユースケース例

<参考>ビルの例のユースケース作成に当たっての整理について

1. 本事例を作るに当たり想定したバリュークリエーションプロセス

ビルオーナーが、ファシリティ管理会社と契約等を行い、ビルから得られるデータを活用し、エネルギーマネジメントやビルの最適管理を行うプロセスや、遠隔地から監視・管理するプロセス。

2. フレームワークの留意点を踏まえた本ユースケースの特徴

ビル内の数多くの制御系システムの IP 化が進展。

ビルの遠隔地からの監視・管理を実現するためには、電力データ、昇降機データなどさまざまなデータのやり取りが必要。

エレベーター監視会社、ファシリティ管理会社など、ステークホルダが多い。

表 付録 C-1 ビルの分析対象と 3 層構造の関係

	分析対象の具体的イメージ
第 1 層	<ul style="list-style-type: none"><li>ビル：ビルシステムにより監視・管理。</li><li>エレベータ管理会社：ビルに導入されているエレベータの運転状況などを遠隔から監視・管理。</li><li>ファシリティ管理会社：ビルの電力使用量などを遠隔から監視・管理。</li><li>セキュリティ管理会社：ビルを監視カメラなどにより遠隔から監視・管理。等</li></ul>
第 2 層	<ul style="list-style-type: none"><li>コントローラ：照明、熱源、空調などを制御。</li><li>監視カメラ：異常事態の発生の有無を監視。等</li></ul>
第 3 層	<ul style="list-style-type: none"><li>統合ネットワーク（BACnet等）：データのビル内外とのやりとり。</li><li>データを取り扱うサーバ：データの保管・加工・分析等を実施。</li><li>取り扱うデータ<ul style="list-style-type: none"><li>電力データ：ビルの様々な機器の電力使用量。ファシリティ管理会社が利用。</li><li>防犯データ：入退室や機械警備などの情報を組み合わせたデータ。セキュリティ会社が利用。等</li></ul></li></ul>

フレームワークの議論は、産業サイバーセキュリティ研究会 WG1（制度・技術・標準化）にて随時行われている。WG の検討内容については、下記を参照のこと。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/index.html)

## 付録D 参考文献

### 「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド 第2版」

独立行政法人情報処理推進機構／セキュリティセンター

制御システムのセキュリティリスク分析を事業者が実施できるようにするためのガイド

<https://www.ipa.go.jp/security/controlsystem/riskanalysis.html>

### 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」

経済産業省／サイバーセキュリティ課

大企業及び中小企業（小規模事業者を除く）を対象に、経営者のリーダーシップの下でサイバーセキュリティ対策を推進するためのガイドライン

[http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng\\_guide.html](http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/mng_guide.html)

### 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン解説書」

独立行政法人情報処理推進機構／セキュリティセンター

「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の普及と実践に向けて、ガイドラインの内容を補足し、実施方法を具体的に解説するもの

<https://www.ipa.go.jp/security/economics/csmgl-kaisetsusho.html>

### 「ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」

独立行政法人情報処理推進機構／セキュリティセンター

政府機関や自治体をはじめネットワークカメラシステムの調達者が、その機能と運用におけるセキュリティ上の対策を確認できるチェックリスト

<https://www.ipa.go.jp/security/jisec/choutatsu/nwcs/index.html>

### 「入退管理システムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」

独立行政法人情報処理推進機構／セキュリティセンター

政府機関や自治体をはじめ入退管理システムの調達者が情報セキュリティ上の要件や対策を確認するためのチェックリスト

<https://www.ipa.go.jp/about/press/20190520.html>

<https://www.ipa.go.jp/security/jisec/choutatsu/ecs/index.html>

### 「産業サイバーセキュリティ研究会 WG1（制度・技術・標準化）スマートホーム SWG」

スマートホームのセキュリティ対策の検討を実施しており、WG1にて検討内容の報告等が行われている

[http://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/sangyo\\_cyber/wg\\_seido/pdf/004\\_03\\_0](http://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/pdf/004_03_0)

0.pdf

### 「IEC62443」

IEC（国際電気標準会議、The International Electrotechnical Commission）

制御システムに関するセキュリティ標準の体系。複数のサブ標準からでき上がっており、現在も検討、標準策定が続いている。制御システムのセキュリティ標準として、ビルシステムのセキュリティをこの標準で考えようというアイデアもある。

IEC TS 62443-1-1:2009 <https://webstore.iec.ch/publication/7029>

IEC 62443-2-1:2010 <https://webstore.iec.ch/publication/7030>

IEC TR 62443-2-3:2015 <https://webstore.iec.ch/publication/22811>

IEC 62443-2-4:2015 <https://webstore.iec.ch/publication/61335>

IEC TR 62443-3-1:2009 <https://webstore.iec.ch/publication/7031>

IEC 62443-3-3:2013 <https://webstore.iec.ch/publication/7033>

IEC 62443-4-1:2018 <https://webstore.iec.ch/publication/33615>

IEC 62443-4-2:2019 <https://webstore.iec.ch/publication/34421>

### 「Facility Cybersecurity Framework (FCF)」

Pacific Northwest National Laboratory（米国エネルギー省）

住宅、商業施設、連邦ビルなど様々なタイプの建物を対象にサイバーセキュリティのベストプラクティス、ポリシー、プロセスにおける改善策を提供するフレームワーク

<https://facilitycyber.labworks.org/fcf.html>

### 「Facility Cybersecurity Capability Maturity Model (F-C2M2)」

Pacific Northwest National Laboratory（米国エネルギー省）

ビルのサイバーセキュリティに関する組織の成熟度をレビューするためのオンラインツール

<https://facilitycyber.labworks.org/fc2m2.html>

### 「UL 2900-2-3」

UL LLC（Underwriters Laboratories Limited Liability Company）

ビル等で利用するIoT機器のセキュリティ認証のためのスキーム文書。現在UL 2900-2-4（Building Automation/HVAC-R）、UL 2900-2-5（Lighting）は文書の策定作業中。

<https://news.ul.com/news/ul-2900-2-3-helps-mitigate-iot-cybersecurity-risk>

## ※本ガイドラインの検討体制

産業サイバーセキュリティ研究会 ワーキンググループ 1(制度・技術・標準化)  
ビルサブワーキンググループ 構成員一覧

※敬称略、五十音順

座長

江崎浩 東京大学教授

松浦知史 東京工業大学准教授

アズビル株式会社

イーヒルズ株式会社

NTT コミュニケーションズ株式会社／株式会社 NTT ファシリティーズ／日本電信電話株式会社

鹿島建設株式会社

株式会社九電工

株式会社きんでん

技術研究組合制御システムセキュリティセンター

産業サイバーセキュリティセンター (ICSCoE) 施設管理 (ビル) 業界関係有志

セコム株式会社

ダイキン工業株式会社

株式会社竹中工務店

株式会社日建設計

日本生命保険相互会社

一般社団法人日本ビルディング協会連合会

株式会社日立製作所／株式会社日立ビルシステム

一般社団法人ビルディング・オートメーション協会

一般社団法人不動産協会

三井不動産株式会社

三菱地所株式会社／メック情報開発株式会社

三菱電機株式会社／三菱電機インフレーションシステムズ株式会社

横浜市

(オブザーバー)

国土交通省 (大臣官房官庁営繕部設備・環境課、土地・建設産業局建設業課、土地・建設産業局不動産業課、住宅局住宅生産課、総合政策局情報政策課)

内閣サイバーセキュリティセンター東京 2020 グループ

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

中部国際空港株式会社／中部国際空港施設サービス株式会社

(事務局)

経済産業省 (商務情報政策局サイバーセキュリティ課、製造産業局産業機械課)

株式会社野村総合研究所